

文中における表記について

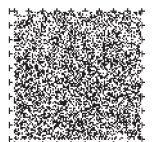
○「ホームレス」

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者（「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条）

○「ホームレス等」

ホームレス（同法第2条）及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（同法第3条第1項第2号）

※ 「ホームレス」又は「ホームレス等」は人を指す表現として用いており、本文中では重複を避ける意味からそれらの言葉に、「人」、「方」といった表記をしておりませんのでご理解願います。



目 次

第1 計画策定にあたって

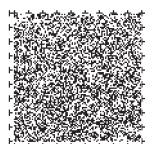
1 策定の趣旨	1
2 計画期間	5
3 計画策定体制	5

第2 第4期計画期間中の諸状況と計画の評価等

1 市内のホームレスの状況	7
(1) ホームレス数	7
(2) 生活実態	8
2 計画に定める事業の実施状況	25
(1) 基本的な考え方	25
(2) 主な取り組みの実施状況	25
3 計画の評価	34
(1) 成果	34
(2) 現状と問題点	36
(3) 第5期計画策定にあたっての主要課題	40

第3 第5期計画における自立支援施策の推進

1 基本的な考え方	42
2 7つの主な取り組み	44
(1) 住まいの確保と定着	44
(2) 就労機会の確保と定着	48
(3) 心身の健康維持・回復	54
(4) 相談・援護	57
(5) 人権の擁護と尊重	63
(6) 地域における生活環境の維持・改善	65
(7) 民間団体等との連携・地域福祉	67



第1 計画策定にあたって

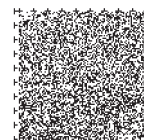
1 策定の趣旨

(1) 実施計画の策定に至るまでの経緯とその評価

- 失業や倒産等様々な理由により仕事や住む家を失い、やむなく公園等を起居の場所としているホームレスは、一時期に比べてかなり減少したものの、都市部を中心に現在も少なくありません。
- ホームレスは、衣・食・住の各場面において厳しい環境での生活を強いられているだけではなく、野宿生活の長期化・高齢化により、多くの方が健康面での不安を抱えるなど、憲法で保障される健康で文化的な最低限度の生活を送ることが困難な状況にあります。
また、これらの方が起居する都市公園等では、利用を巡って地域社会との間であつれきが生じる場合もあります。
- 平成14年8月、ホームレスに関する問題の解決を図るため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」¹（平成14年法律第105号 以下「法」という。）が施行されました。
法では、ホームレスの自立支援等に関する施策の目標や国・地方公共団体の責務等が明示され、地方公共団体については、必要に応じた実施計画の策定と実情に応じた施策の実施が規定されました。
- その上で、国においては、法に基づいて実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」（平成15年1月実施）の結果を踏まえ、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号 以下「第1期基本方針」という。）を策定し、地方公共団体が実施計画に搭載すべき内容を明らかにしました。
- 本市では、既に平成13年8月、急増する市内のホームレスに関する問題の解決に向け、市長を本部長²とする「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」を設置して、施策の実施に取り組んでいましたが、法の施行及び第1期基本方針の策定を受け、平成16年7月には「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、それまで市独自に実施してきた各種施策を、基本方針の目的である「自立の支援等」に向けた施策とし

¹施行日から10年間の限時法として制定（平成14年8月7日施行）された後、平成24年度に5年間、平成29年度に10年間の期限延長

²平成19年4月からは健康福祉局を主管する副市長が本部長



て明確に位置付けました。

※第1期計画期間：平成16年度から平成20年度まで

- 第1期計画では「就労による自立」と「福祉等の援護による自立」の2つを計画目標として掲げ、実現に向けた具体的な方策として「住まいの確保」や「雇用の確保」など「7つの主な取り組み」を定めました。そして、自立に向けた各段階に応じて、様々な施策と事業を、国、県、経済団体等と連携を図りながら総合的に推進することとしました。

- 続く「第2期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「第2期計画」という。）では、第1期計画で定めた2つの計画目標を継承し、目標達成のための「7つの主な取り組み」を継続するとともに、ホームレス個々の状態等に基づき、本人の意向を十分尊重しながら、支援の方向性を柔軟に決定することを基本とし、自立者を再度野宿に戻さない取り組みの強化を図ることとしました。

※第2期計画期間：平成21年度から平成25年度まで

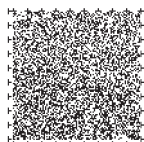
- また、「第3期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「第3期計画」という。）では、第1期計画・第2期計画における考え方をさらに進め、「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」を基本目標として位置付け、弾力的で個別性の高い自立支援により、利用者個々の実態に合った達成可能な自立を目指すこととしました。

※第3期計画期間：平成26年度から平成30年度まで

- さらに、「第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「第4期計画」という。）では、第3期計画を継承した上で、生活困窮者自立支援制度（平成27年度施行）における関係施策との連携やホームレスの状況にあわせた対応として、居宅生活の継続を支援するためのアフターフォロー事業等を推進することとしました。

※第4期計画期間：令和元年度から令和5年度まで

- こうした中、本市では、第4期計画の期間満了を控えた令和4年度に、学識経験者等による施策評価を行い、その結果を「第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画評価報告書」（令和5年3月発行 以下「第4期評価報告書」という。）として取りまとめています。



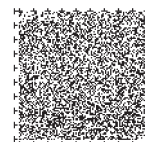
(2) 次期計画の策定の必要性について

- 市内のホームレス数は、平成 15 年以来、減少を続けていましたが、第 2 期計画策定直前には、リーマン・ショック³を契機に、仕事と住まいを失い終夜営業店舗や知人宅等を転々とする方々から福祉事務所への相談が急増し、これらの方は、ホームレス自立支援施策にも多数利用者として含まれるようになりました。
- 国においては、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方を含む、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第 2 のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じることが定めた「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）が平成 27 年 4 月に施行されました。
- また、平成 29 年度に、国は、法に関して内容の変更は行わず、令和 9 年 8 月までの 10 年間の延長措置を図りました。
- 令和 3 年 11 月に実施した第 5 回「ホームレスの実態に関する全国調査」⁴（以下「令和 3 年生活実態調査」という。）の分析結果に基づき、第 5 期の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」⁵（令和 5 年 7 月 31 日 厚生労働省・国土交通省告示第 1 号 以下「第 5 期基本方針」という。）が策定されました。
- 法では、実施計画は必要がある場合に定めるとされていますが、本市の場合、一時期に比べてかなり減少したとはいえ、市内には今もなお 78 人（令和 5 年 1 月現在）のホームレスが路上生活を送っており、その数は全国の指定都市（東京都区部を含む）で多い順で 7 番目となっています。
- また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方を含めた、福祉事務所を訪れる住居のない方の相談実世帯数は、第 4 期計画期間中においても、公園、道路、河川等で生活するホームレス数の 10 倍以上で推移しています。
- 本市では、このような現状を踏まえ、第 5 期基本方針に則った新たな実施計画（以下「第 5 期計画」という。）を策定し、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方の自立を総合的に支援する必要があると考えています。

³アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（平成 20 年 9 月 15 日）が引き金となった世界的な金融危機及び世界同時不況

⁴調査は都道府県に委託され各市町村において実施し、本市は令和 3 年 11 月に調査を行っています。

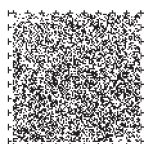
⁵適用期間は、令和 10 年 7 月までの 5 年間。ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日（令和 9 年 8 月 7 日）まで



(3) 第5期計画の策定にあたって

- 国の基本方針においては、実施計画の策定にあたり、ホームレスの実態に関する全国調査における当地域のデータ等によりホームレス数や生活実態の把握を行うとともに、関係者の意見を聴取することなどにより実施計画の評価を行い、その結果を参考にすることとされています。
- 本市では、令和3年生活実態調査に基づいてホームレスの実態及び特徴的な傾向を把握するとともに、令和4年9月と11月に、市の独自調査としてホームレス自立支援関係施設の職員や利用者等⁶に対してアンケート及びヒアリング調査を行い、その結果等を踏まえ前述の第4期評価報告書を取りまとめました。
- 第4期評価報告書では、第4期計画に定めた施策が果たした役割について、全体として一定の評価が与えられていることから、第5期計画においても第4期計画の基本的枠組みは継承していく必要があると考えています。
- 第5期計画は、国の第5期基本方針等の趣旨を踏まえ、第4期評価報告書において明らかとなった課題にも的確に対応しつつ策定しました。

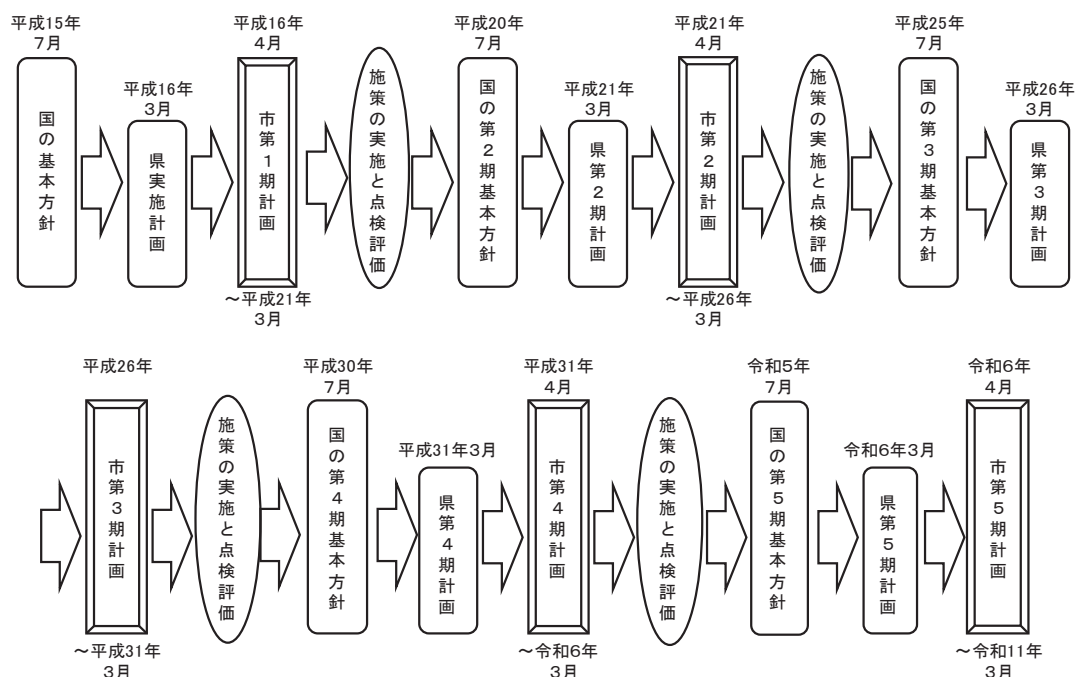
⁶自立支援関係施設(事業)の職員及び利用者、福祉事務所の保護援護関係職員、巡回相談員、ホームレス等支援団体、仕事・暮らし自立サポートセンター職員を対象に実施



2 計画期間

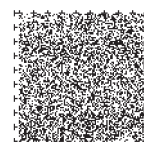
第5期計画の計画期間は、国の第5期基本方針に即して令和6年度から令和10年度までの5年間とします。(同基本方針に基づき、当該期間中に法が失効した場合は、法の失効する日までとなる可能性があります。)

＜計画策定の流れと策定期間＞

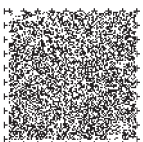


3 計画策定体制

- ホームレスの自立支援においては、「住まい」や「就労機会」の確保といった直接的に自立の基盤となる施策の実施とともに、心身の健康維持・回復や相談・援護といった自立を助長する施策、また、人権教育・啓発、民間団体等との連携や地域福祉の推進など自立を支える環境づくりも重要であり、これらの施策を総合的に推進することが不可欠です。
- そのため、第4期計画に引き続き、本市のホームレス施策の総合的企画を行う「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」の下に、関係局及び区の係長級職員で構成するワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置し、素案の策定に向けた作業を行った上で、幹事会、本部会議を経て計画の策定を進めました。
- また、自立支援関係施設の運営法人やホームレス等の自立支援に取り組むNPO団体、国及び県の関係機関等へのヒアリングを行い、意見の反映に努めました。



- さらに、第4期計画の評価に携わった学識経験者等5名からなる「アドバイザー懇談会」から、指導・助言を得て策定検討を進めました。
- 計画の策定にあたっては、令和6年1月11日～2月9日の期間でパブリックコメントを実施し、市民の皆さまからの様々な意見の反映に努めました。



第2 第4期計画期間中の諸状況と計画の評価等

1 市内のホームレスの状況

○ 国は基本方針の見直しの資料を得るため、ホームレスの実態に関する全国調査を実施しています。調査はホームレス数を把握するための「概数調査」と生活状況等を把握するための「生活実態調査」の2つで構成されています。

○ 「概数調査」は、都市公園、道路、河川等に起居しているホームレスの数を管理者が目視調査し、繁華街等で起居しているホームレスの数については、深夜時間帯に市職員が巡回により目視調査するもので、年1回定期的に実施しています。

「生活実態調査」は、都市公園、道路、河川等に起居しているホームレスや炊き出し会場を訪れるホームレスを対象に、調査員による聞き取り式のアンケート調査を実施するもので、概ね5年ごとに実施しています。5回目にあたる令和3年11月の調査では、48人（令和3年1月概数調査で確認されたホームレスの約49%に相当）から回答を得ています。なお、今回の調査では、新型コロナウイルス感染症⁷の感染防止の観点から、炊き出し会場での調査（以下「炊き出し調査」という。）は実施せず、都市公園、道路、河川等に起居しているホームレスを対象とした調査（以下「巡回調査」という。）のみ実施しました。

※第1回：平成15年1月 第2回：平成19年1月 第3回：平成24年1月
第4回：平成28年11月

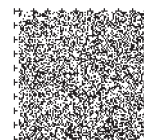
○ 調査は都道府県に委託され市町村単位で実施しましたが、本市では当該調査データを独自に集計し、過去に実施した調査結果や全国調査結果との比較・分析を行いました。その結果、特徴的な事項として以下のような実態が明らかになりました。

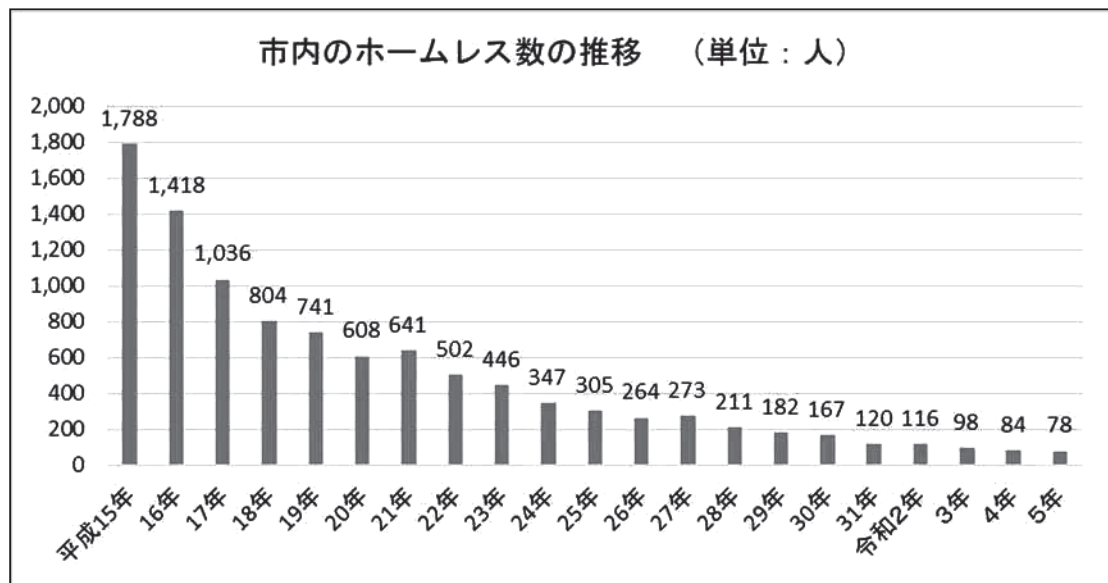
（1）ホームレス数（令和5年1月概数調査より）

○ 令和5年1月に実施した「概数調査」では、市内に78人のホームレスが確認されています。平成15年1月の全国調査では市内で1,788人が確認されており20年間で1,710人減少しました。

○ 全国的に見ても、一部には増加を示した自治体があったものの、全体では15年間で25,296人から3,065人へと22,231人の減少となっており、顕著な傾向が現れています。なお、本市の減少率（95.6%）は、令和5年1月現在、確認されているホームレス数が多い上位7都市（大阪市、東京都23区、横浜市、福岡市、川崎市、仙台市、名古屋市）の中で比較すると、最も大きな値となっています。

⁷ 以下では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、新型コロナウイルス感染症と呼称します。





注：平成16年の調査では国、県等の管理する場所の調査は行っていません。

- 起居先別に見たホームレスの数では、公園が最も多く31人（39.7%）で、以下、河川が19人（24.4%）、道路11人（14.1%）、その他⁸（繁華街等）17人（21.8%）となっており、この20年間で特に減少が著しかったのは「公園」でした。

表1-1 市内のホームレス数（起居先別）（単位：人）

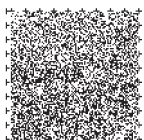
区 分	平成15年1月	平成19年1月	平成26年1月	平成30年1月	令和5年1月
公 園	1,185	283	86	64	31
河 川	205	230	67	17	19
道 路	258	91	31	16	11
駅 舎	15	0	0	0	0
その他	125	137	80	70	17

（2）生活実態（令和3年11月生活実態調査より）

ア 年齢

- 平均年齢は65.1歳で前回より3.4歳上昇しました。（平成15年調査：56.5歳、平成19年調査：58.8歳、平成24年調査：58.8歳、平成28年調査：61.7歳）

⁸国の示す実施要領には、「都市公園、河川、道路、駅舎、その他施設」の5区分に分類するよう記載されています。名古屋市は、「その他施設」を「都市公園、河川、道路、駅舎に区分できない場所で小屋がけをしているホームレス」及び「小屋がけをせずに繁華街等で起居しているホームレス」とし、「その他」として計上しています。



- 60歳代が45.8%、70歳以上が33.3%であり、合わせて全体の約8割を占めていました。

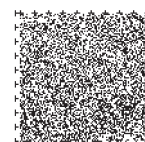
表 1－2 年齢構成

区 分		平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
若年層	～29歳	1	0.5	0	－	2	1.8	0	－	0	－
	30～39歳	5	2.4	3	1.4	1	0.9	2	2.8	0	－
	小計	6	2.9	3	1.4	3	2.7	2	2.8	0	0.0
中年層	40～49歳	28	13.7	20	9.2	12	10.8	6	8.5	1	2.1
	50～59歳	93	45.4	93	42.9	33	29.7	17	23.9	9	18.8
	小計	121	59.0	113	52.1	45	40.5	23	32.4	10	20.8
高年層	60～69歳	69	33.7	82	37.8	58	52.3	35	49.3	22	45.8
	70歳以上	9	4.4	19	8.8	5	4.5	11	15.5	16	33.3
	小計	78	38.0	101	46.5	63	56.8	46	64.8	38	79.2
無効回答者数		0		8		2		1		0	
有効回答者数		205	100.0	217	100.0	111	100.0	71	100.0	48	100.0
回答数総数		205		225		113		72		48	
平均年齢		56.5歳		58.8歳		58.8歳		61.7歳		65.1歳	

イ 路上での生活について

(ア) 寝場所の状況

- 今回の調査では、野宿場所が「決まっている」方は91.7%でした。
- どのようにして寝場所を作るかについては、「廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設」する割合は前回調査より増加しました。
(平成15年調査:71.3%、平成19年調査:48.4%、平成24年調査:35.7%、平成28年調査:37.5%、令和3年調査:47.9%)
- 一方で、令和3年調査では、「敷物(寝袋・毛布等)を敷いて寝ている」の39.6%、「ダンボール等を利用して寝場所を毎晩つくっている」の6.3%、「寝場所はつくらない」の4.2%と合わせ全体の約5割がいわゆる「非定住型」の形態で路上(野宿)生活を送っている実態があります。平成15年1月調査の時点では、テントや小屋を常設する「定住型」ホームレスが71.3%であったのとは比べると、非定住型の割合が多いことがわかります。



- なお、前回調査では「非定住型」に係る回答の7割が炊き出し調査によるものであり、今回調査において、炊き出し調査を実施しなかったことが、テント又は小屋を常設している方の割合の増加等、調査結果に一定の影響を及ぼしていると考えられます。

表 1－3 寝場所の形態

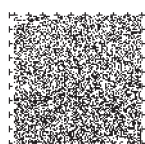
区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設	144	71.3	107	48.4	40	35.7	27	37.5	23	47.9
ダンボール等を利用して寝場所を毎晩つくっている	18	8.9	36	16.3	24	21.4	13	18.1	3	6.3
簡単に敷物（寝袋・毛布等）を敷いて寝ている	36	17.8	53	24.0	43	38.4	26	36.1	19	39.6
寝場所はつくらない	3	1.5	17	7.7	5	4.5	3	4.2	2	4.2
そ の 他	1	0.5	8	3.6	0	－	3	4.2	1	2.1
有 効 回 答 者 数	202		221		112		72		48	

（イ）野宿期間

今回の路上（野宿）生活をするようになってからの期間については、1年未満の割合が2.1%であるのに対し、5年以上の割合は72.9%に上ります。そのうち、路上（野宿）生活期間が10年以上の割合は43.8%と長期間化している傾向があり、全国的にも同様の傾向がみられます。

表 1－4 今回の路上（野宿）生活をするようになってからの期間

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1ヶ月未満	6	2.9	11	5.1	1	0.9	1	1.4	0	－
1ヶ月～1年未満	46	22.5	36	16.8	18	16.4	8	11.1	1	2.1
1～3年未満	67	32.8	43	20.1	29	26.4	9	12.5	6	12.5
3～5年未満	30	14.7	30	14.0	16	14.5	8	11.1	6	12.5
5～10年未満	34	16.7	54	25.2	26	23.6	16	22.2	14	29.2
10年以上	21	10.3	40	18.7	20	18.2	30	41.7	21	43.8
有効回答者数	204		214		110		72		48	



(ウ) 収入の状況

- 「収入のある仕事をしている」方の割合は 77.1%で、前回調査と比較して増加していますが、全国的には減少しており、今回調査において「定住型」が多い巡回調査のみ実施した影響を考慮する必要があると考えられます（全国平均：「収入のある仕事をしている人」48.9%、前回調査 55.6%）。また、仕事内容についてはアルミ缶や段ボールなどの「廃品回収」が圧倒的に多く 91.9%に達し、全国平均（66.4%）でも、最も多くなっています。

表 1－5 現在、収入のある仕事をしているか

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
し て い る	158	77.1	171	77.4	69	61.6	46	63.9	37	77.1
し て い な い	47	22.9	50	22.6	43	38.4	26	36.1	11	22.9
有効回答者数	205		221		112		72		48	

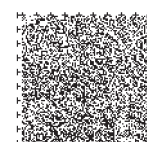
表 1－5－2 どのような仕事をしているか（複数回答）※「収入のある仕事をしている」人対象

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
建 設 日 雇	20	12.7	30	17.5	7	10.3	2	4.3	2	5.4
廃 品 回 収	132	83.5	133	77.8	57	83.8	36	78.3	34	91.9
運 輸 日 雇	10	6.3	7	4.1	5	7.4	4	8.7	2	5.4
そ の 他 雑 業	3	1.9	3	1.8	3	4.4	4	8.7	0	－
そ の 他	17	10.8	21	12.3	5	7.4	5	10.9	1	2.7
有効回答件数	182	115.2	194	113.5	77	113.2	51	110.9	39	105.4
有効回答者数	158		171		68		46		37	

- 月収の最多階層は「5～10万円未満」で 41.7%、次いで「3～5万円未満」の 27.8%、「1～3万円未満」の 22.2%、「10万円以上」の 5.6%、「1万円未満」の 2.8%という結果になりました。前回調査においては「1～3万円未満」が 36.4%で最も多く、次いで「3～5万円未満」の方の割合が 31.8%であり、比較的収入の多い方が増えています。

(エ) 野宿生活での困りごと

路上（野宿）生活で困ることを複数回答で求めたところ、「入浴、洗濯等ができなくて、清潔に保つことができず困っている」（19.0%）が最も多く、次いで「立ち退くよう言われて困っている」（16.7%）、「食べ物がないので困ってい



る」(14.3%)、「ホームレス以外の人にいやがらせを受けて困っている」(14.3%)の順でした。

表 1－6 路上（野宿）生活で困っていること（複数回答）

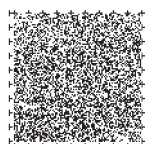
区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和 3 年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
食べ物がなくて困っている	71	21.0	70	40.0	39	48.8	11	15.3	6	14.3
寝る場所を探すのに苦労している	36	10.7	44	25.1	13	16.3	4	5.6	3	7.1
雨や寒さをしのげず困っている	60	17.8	75	42.9	43	53.8	19	26.4	5	11.9
入浴、洗濯等ができなくて、清潔に保つことができず困っている	89	26.3	68	38.9	34	42.5	19	26.4	8	19.0
ホームレス同士のいざこざで困っている	0	-	22	12.6	12	15.0	1	1.4	1	2.4
ホームレス以外の人にいやがらせを受けて困っている	0	-	0	-	17	21.3	9	12.5	6	14.3
立ち退くよう言われて困っている	0	-	0	-	4	5.0	4	5.6	7	16.7
その他	82	24.3	102	58.3	17	21.3	14	19.4	19	45.2
有 効 回 答 件 数	338	100.0	381	217.7	179	223.8	81	112.5	55	131.0
有 効 回 答 者 数	-		175		80		72		42	

ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

（ア）野宿直前職と最長職

令和 3 年調査においては、初めて野宿生活をする前にしていた仕事（野宿直前職）と、これまで一番長くしていた仕事（最長職）について、全体的な傾向はどちらも大きくは変わらず、最も多いのが「建設・採掘従事者」（野宿直前職：39.6%、最長職：37.5%）であり、次いで「運搬・清掃・包装等従事者」（野宿直前職：18.8%、最長職：10.4%）、「生産工程従事者」（野宿直前職：8.3%、最長職：14.6%）でした。

野宿直前職と最長職の従業上の地位については、最長職時には「正社員」として働いていた人が 54.2%であったのが、野宿直前職では 46.8%に低下しています。



一方で、「臨時・パート・アルバイト」は16.7%から21.3%に、「日雇」は14.6%から19.1%に増加しており、最長職時から野宿直前職にかけて雇用形態の不安定化の傾向が見られます。

最長職時と野宿直前職に住んでいた住宅については、「持家」、「民間賃貸住宅」、「公営住宅」を合わせた比較的安定した住居に住んでいた割合は、最長職時54.2%、野宿直前職時60.4%であり、「勤め先の社宅や寮」、「親族・知人宅」、「住込み先」、「飯場・作業員宿舎」、「簡易宿泊所（ドヤ）」、「ビジネスホテル・カプセルホテル・サウナ等」、「その他」を合わせた比較的不安定な住居に住んでいる割合は、最長職時45.8%、野宿直前職時39.6%となっています。

表 1－7 野宿直前職と最長職（職種）

区 分	野宿直前職		最長職	
	人数	割合	人数	割合
管 理 的 職 業 従 事 者	0	－	0	－
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	0	－	0	－
事 務 従 事 者	1	2.1	1	2.1
販 売 従 事 者	4	8.3	5	10.4
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	3	6.3	4	8.3
保 安 職 業 従 事 者	2	4.2	3	6.3
農 林 漁 業 従 事 者	1	2.1	1	2.1
生 産 工 程 従 事 者	4	8.3	7	14.6
輸 送 、 機 械 運 転 従 事 者	2	4.2	2	4.2
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	19	39.6	18	37.5
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	9	18.8	5	10.4
そ の 他	2	4.2	2	4.2
職 業 な し	1	2.1	0	－
有 効 回 答 者 数	48		48	

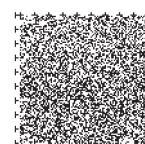
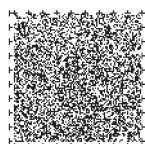


表 1－8 野宿直前職と最長職（従業上の地位）

区 分	野宿直前職		最長職	
	人数	割合	人数	割合
経 営 者 ・ 会 社 役 員	0	－	1	2.1
自 営 ・ 家 族 従 業 者	5	10.6	5	10.4
常 勤 職 員 ・ 従 業 者（正社員）	22	46.8	26	54.2
臨 時 ・ パ ー ト ・ ア ル バ イ ト	10	21.3	8	16.7
日 雇	9	19.1	7	14.6
そ の 他	1	2.1	1	2.1
有 効 回 答 者 数	47		48	

表 1－9 野宿直前職と最長職（住居）

区 分	野宿直前職		最長職	
	人数	割合	人数	割合
持 家	2	4.2	2	4.2
民 間 賃 貸 住 宅	26	54.2	23	47.9
公 営 住 宅	1	2.1	1	2.1
勤 め 先 の 社 宅 や 寮	13	27.1	15	31.3
親 族 ・ 知 人 宅	0	－	1	2.1
住 込 み 先	2	4.2	2	4.2
飯 場 ・ 作 業 員 宿 舎	1	2.1	1	2.1
簡 易 宿 泊 所（ドヤ）	1	2.1	0	－
ビジネスホテル・カプセルホテル・サウナ	0	－	0	－
そ の 他	2	4.2	3	6.3
有 効 回 答 者 数	48		48	



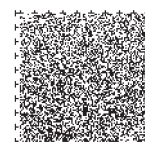
(イ) 野宿生活に至った理由

路上（野宿）生活となった理由としては、「仕事が減った」（33.3%）が最も多く、次いで「倒産や失業」（20.8%）、「アパート等の家賃が払えなくなった」（12.5%）、「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」（12.5%）という結果でした。

また、各理由について、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響によるものかを尋ねたところ、いずれの理由についても新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものではないとの回答がありましたが、今回調査において、炊き出し調査を実施しなかったことに留意する必要があります。

表 1-10 今回の路上（野宿）生活となった理由（複数回答）

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
倒産や失業	61	31.0	58	27.8	32	30.5	15	20.8	10	20.8
仕事が減った	58	29.4	39	18.7	22	21.0	16	22.2	16	33.3
病気・けがや高齢で仕事ができなくなった	44	22.3	48	23.0	19	18.1	10	13.9	1	2.1
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	0	-	6	2.9	8	7.6	5	6.9	4	8.3
人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた	0	-	39	18.7	15	14.3	11	15.3	6	12.5
上記以外の理由で収入が減った	30	15.2	2	1.0	6	5.7	2	2.8	0	-
借金取立により家を出た	9	4.6	11	5.3	2	1.9	2	2.8	2	4.2
アパート等の家賃が払えなくなった	37	18.8	17	8.1	19	18.1	12	16.7	6	12.5
契約期間満了で宿舎を出た	0	-	4	1.9	0	-	0	-	0	-
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	13	6.6	10	4.8	13	12.4	3	4.2	1	2.1
差し押さえによって立ち退きさせられた	2	1.0	0	-	0	-	0	-	0	-
病院や施設等から出た後行先がなかった	6	3.0	2	1.0	8	7.6	0	-	0	-
家族との離別・死別	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.1
家庭関係の悪化	23	11.7	17	8.1	9	8.6	5	6.9	2	4.2
飲酒、ギャンブル	12	6.1	20	9.6	7	6.7	1	1.4	1	2.1
その他	34	17.3	45	21.5	12	11.4	8	11.1	8	16.7
有効回答件数	329	167.0	318	152.2	172	163.8	90	125.0	58	120.8
有効回答者数	197		209		105		72		48	



(ウ) 名古屋市内で野宿するまでの経緯

「現在の路上（野宿）生活場所にくる前に、別の場所で路上（野宿）生活をしていましたか」との質問への回答としては、他地域での野宿生活経験「あり」という回答が 47.9%、「なし」という回答が 52.1%とおおよそ半数ずつでした。「あり」という回答のうち具体的な野宿場所は、ほとんどが「名古屋市内」（69.6%）でした。

名古屋市にきた理由としては、「以前住んでいた、仕事先があったり、なじみがある」（37.5%）という回答が最も多く、次いで「収入を得られるような仕事がある」（16.7%）、「ホームレスが多いと聞いた」（10.4%）という結果でした。

また、「これまでに東京・山谷、横浜・寿町、大阪・釜ヶ崎、名古屋・笹島等で、仕事をしたり探したことがありますか」との質問には、「なし」という回答が 75.0%であり、「あり」という回答のうち笹島が 18.8%と多く、他地域の寄せ場での就労経験があるという割合は少ないという結果でした。

エ 健康状態

(ア) 健康状態及び自覚症状

現在の健康状態については、「たいへんよい」（12.5%）、「よい」（50.0%）、「あまりよくない」（35.4%）、「よくない」（2.1%）という状況でした。このうち、健康状態が「あまりよくない」、「よくない」と回答した方がどのような対処行動をとっているかについては、「通院」が 33.3%、「何もしていない」が 38.9%でした。

また、路上（野宿）生活をしている間に経験した症状（複数回答）については、多い順に「腰痛」（20.8%）、「歯が悪い」（18.8%）、「体の節々が痛む」（14.6%）、「よく眠れない日が続いた」（12.5%）、「めまい」（8.3%）などとなりました。

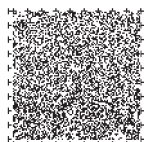


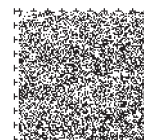
表 1-11 路上(野宿)生活での心身の症状(複数回答)

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
め ま い	55	26.8	33	15.4	26	23.6	14	19.4	4	8.3
し び れ ・ 麻 痺	46	22.4	41	19.2	21	19.1	13	18.1	3	6.3
咳 が 続 く	34	16.6	24	11.2	19	17.3	11	15.3	2	4.2
微 熱 が つ づ く	10	4.9	6	2.8	6	5.5	6	8.3	2	4.2
ひどい下痢が続いた	21	10.2	20	9.3	13	11.8	6	8.3	0	-
皮膚のかゆみや発疹	28	13.7	23	10.7	29	26.4	6	8.3	2	4.2
目やにが出る・目がかすむ	38	18.5	24	11.2	23	20.9	11	15.3	3	6.3
食 欲 不 振	16	7.8	9	4.2	9	8.2	3	4.2	0	-
急 激 に や せ た	22	10.7	8	3.7	13	11.8	8	11.1	0	-
ひ ど く だ る い	17	8.3	18	8.4	15	13.6	8	11.1	3	6.3
耳 鳴 り が ひ ど い	19	9.3	13	6.1	13	11.8	7	9.7	2	4.2
吐 き 気 ・ 嘔 吐	26	12.7	20	9.3	13	11.8	8	11.1	1	2.1
む く み	17	8.3	10	4.7	12	10.9	3	4.2	2	4.2
頭 痛	32	15.6	15	7.0	10	9.1	4	5.6	3	6.3
腰 痛	53	25.9	51	23.8	35	31.8	13	18.1	10	20.8
腹 痛	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6.3
歯 が 悪 い	0	-	47	22.0	42	38.2	20	27.8	9	18.8
体 の 節 々 が 痛 む	0	-	32	15.0	25	22.7	6	8.3	7	14.6
よく眠れない日が続いた	49	23.9	34	15.9	31	28.2	8	11.1	6	12.5
2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった	0	-	18	8.4	11	10.0	4	5.6	1	2.1
そ の 他	52	25.4	50	23.4	16	14.5	18	25.0	8	16.7
自 覚 症 状 な し	42	20.5	69	32.2	23	20.9	16	22.2	17	35.4
有 効 回 答 件 数	577	281.5	565	264.0	405	368.2	193	268.1	88	183.3
有 効 回 答 者 数	205		214		110		72		48	

(イ) 病気と入院

「路上(野宿)生活をしてから、次のような病気であると診断されたことがありますか」「路上(野宿)生活をする前から、次のような病気であると診断されたことがありますか」との質問に対し、「病気はない」という回答の割合は、野宿生活前は47.9%であったのに対し、野宿生活後は29.2%に減少しています。診断された病名として多かったものは、「高血圧」(野宿生活後18.8%、野宿生活前12.5%)、「ヘルニア」(野宿生活後8.3%、野宿生活前10.4%)でした。

なお、「路上(野宿)生活をしてから、入院したことはありますか」との質問については、「ある」という回答が25.0%、「ない」という回答が75.0%でした。



(ウ) 障害者手帳

障害者手帳を持っているかどうか尋ねた質問に対しては、「持っていない」という回答の割合が 95.8%と圧倒的に高く、「今持っている」が 4.2%でした。

オ 福祉制度

(ア) 巡回相談員

巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」という回答は 45.8%であり、「会ったことはあるが、相談したことはない」という回答は 47.9%、「会ったことはない」という回答が 6.3%でした。

「会ったことがあり、相談した」という回答の相談内容については、「健康に関する相談」が最も多く 90.9%、次いで「仕事に関する相談」、「住まいに関する相談」がそれぞれ 9.1%と続きました。(複数回答)

また、巡回相談員と会ったことがある方の接触頻度についての質問では、「月 1 回程度」が最も多く 86.7%で、それより接触頻度が高い回答区分については、「月 2 ～ 3 回程度」が 11.1%、接触頻度が低い回答区分については、「半年に 2 ～ 3 回」が 2.2%といった結果でした。

表 1-12 巡回相談員に会った経験

区 分	平成15年 人数 割合		平成19年 人数 割合		平成24年 人数 割合		平成28年 人数 割合		令和 3 年 人数 割合	
会ったことがあり、 相談した	-	-	59	27.7	15	13.5	35	48.6	22	45.8
会ったことはあるが、 相談したことはない	-	-	74	34.7	58	52.3	28	38.9	23	47.9
会ったことはない	-	-	80	37.6	38	34.2	9	12.5	3	6.3
有効回答者数	-	-	213		111		72		48	

(イ) 自立支援センター

自立支援センターの認知度は 56.3%で前回調査時 (73.6%) と比べ低くなっています。また、「知っているが、利用したことはない」(52.1%) と回答した方のうち、今後自立支援センターを利用したいと「思わない」と回答した方の割合は 96.0%に達し、前回調査 (93.5%) と同様に、路上 (野宿) 生活をしている方の自立支援センターの利用意向は低い状況にあります。

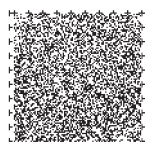


表 1-13 自立支援センターの認知度

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和 3 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っており、利用したことがある	-	-	19	9.0	11	9.9	7	9.7	2	4.2
知っているが、利用したことはない	-	-	131	61.8	74	66.7	46	63.9	25	52.1
知らない	-	-	62	29.2	26	23.4	19	26.4	21	43.8
有効回答者数	-	-	212	-	111	-	72	-	48	-

表 1-13-2 今後自立支援センターを利用したいと思うか ※「知っているが、利用したことはない」の回答者

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和 3 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
思 う	-	-	18	14.0	5	6.8	3	6.5	1	4.0
思 わ ない	-	-	111	86.0	68	93.2	43	93.5	24	96.0
有効回答者数	-	-	129	-	73	-	46	-	25	-

(ウ) 福祉事務所と生活保護

「これまで福祉事務所等の公的機関に相談に行ったことがありますか」との質問に対する回答については、相談に行ったことがある人は 60.4%、ない人は 39.6% であり、相談に行ったことがある人の相談内容としては、「病気」が 51.7%、「生活保護」、「住む場所」がそれぞれ 17.2%でした。

また、生活保護を受けたことがある方の割合は 52.1%で前回調査（43.1%）から増加しました。その内容としては、単身で居宅保護を受けたことがある人が 16.0%、施設入所が 8.0%、入院が 32.0%というものであり、施設や居宅での保護の受給歴のある方や入院時に保護を受給していた方が、福祉的支援から離れ、再び路上生活に戻ってしまっている状況が確認されます。

なお、生活保護を利用したことがないと答えた人にその理由を尋ねたところ、今回の調査では「生活保護制度を知らない」との回答は 1 件もなく、「生活保護制度を利用したくない」が 52.6%、「生活保護制度は知っているが、自分は利用できないと思っている」が 10.5%という回答が多くありました。

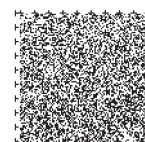


表 1-14 生活保護制度の利用経験

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和 3 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あ る	48	23.4	51	23.9	29	26.9	31	43.1	25	52.1
相 談 に 行 っ た が 利用したことはない	17	8.3	4	1.9	5	4.6	1	1.4	2	4.2
相談に行ったが断られた	0	-	11	5.2	3	2.8	0	-	0	-
相 談 に 行 き 他 の 制度を勧められた	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.2
な い	140	68.3	147	69.0	71	65.7	40	55.6	19	39.6
有 効 回 答 者 数	205		213		108		72		48	

(エ) その他の支援サービス

前述以外のホームレスに対する公的支援の利用経験について尋ねたところ、「ある」と答えた人が 45.8%、「ない」と答えた人が 54.2%でした。

また、民間団体の支援については、「炊きだし」を利用したことがある人が 31.9%に上ったほか、「衣類・日用品・寝袋等提供」(40.4%)、「巡回・見回り」(51.1%)を利用したことがあるという回答が多くありました。

カ 今後の生活について

(ア) 希望する生活形態

今後希望する生活については、「今のままでいい(路上(野宿)生活)」が 47.9%という回答が最も多く、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が 14.6%、「就職することはできないので何らかの福祉を利用して生活したい」が 12.5%という結果でした。

なお、「今のままでいい(路上(野宿)生活)」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「アルミ缶、雑誌集め等の都市雑業的な仕事があるので暮らしていける」が 43.5%と最も多く、他には「今の場所になじんでいる」、「福祉の支援は受けたくない」、「今の生活で困らない」、「社会復帰することに意義を見出せない」という回答がありました。

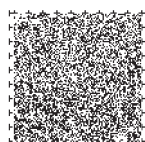


表 1-15 今後どのような生活を望むか

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
アパートに住み、就職して自活したい	98	47.8	66	31.0	27	25.0	16	22.9	7	14.6
寮付きの仕事で自活したい	-	-	-	-	6	5.6	3	4.3	0	-
都市雑業で暮らす	24	11.7	20	9.4	-	-	-	-	-	-
就職することはできないので何らかの福祉を利用して生活したい	12	5.9	14	6.6	10	9.3	10	14.3	6	12.5
アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい	14	6.8	15	7.0	14	13.0	6	8.6	4	8.3
入院したい	2	1.0	3	1.4	0	-	0	-	0	-
家族の元に戻りたい	-	-	-	-	2	1.9	2	2.9	0	-
今のままでいい (路上(野宿)生活)	30	14.6	60	28.2	32	29.6	18	25.7	23	47.9
わからない	5	2.4	13	6.1	11	10.2	7	10.0	3	6.3
その他	20	9.8	22	10.3	6	5.6	8	11.4	5	10.4
有効回答者数	205		213		108		70		48	

(イ) 求職活動

現在の求職活動の状況では、「求職活動をしている」という人の割合は4.2%であり、「今は求職活動をしていないが、今後、求職活動をする予定である」の8.3%を合わせ就労意欲のある人の割合は全体の約1割(12.5%)でした。

また、「今は求職活動をしていないが、今後、求職活動をする予定である」と答えた人と「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」と答えた人は、計46人に対し、求職活動をしない理由を尋ねたところ、「疾病、障害、病弱、高齢で働けないから」と答えた人が14人と最も多く、次いで、「今の仕事で満足しているから」という回答が多くありました。

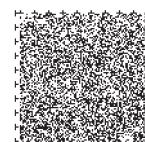


表 1-16 現在求職活動をしているか

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和 3 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
求職活動をしている	59	28.8	38	18.1	20	18.0	10	13.9	2	4.2
今は求職活動をしていないが、今後、求職活動をする予定である	48	23.4	31	14.8	17	15.3	13	18.1	4	8.3
今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない	98	47.8	141	67.1	74	66.7	49	68.1	42	87.5
有 効 回 答 者 数	205		210		111		72		48	

(ウ) 希望する就職支援と資格

「就職するためにあなたが望む支援は何ですか」という質問に対する回答として最も多かったのは、「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」(42.9%)であり、次いで、「自分たちにあった仕事先を開拓してほしい」(28.6%)、「もっと身近に就職の相談や求人情報をみられるようにしてほしい」、「就職の際の身元保証の援助をしてほしい」がそれぞれ 14.3%と続いています。

回答数が少ないことに留意する必要がありますが、就労支援のためには、まず求職活動の基盤となる安定した居住場所を確保することが必要であるというニーズが確認できます。

(エ) 住宅探し

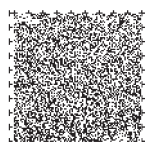
「路上生活を始めてから、民間賃貸住宅を探した経験はありますか」という質問に対しては、「ある」と答えた人が 16.7%、「ない」と答えた人が 83.3%でした。「ある」と答えた人に、具体的にどこで探したのか尋ねたところ、「不動産店」と「友人・知人の紹介」がそれぞれ 37.5%、「福祉事務所や地方公共団体」と「支援団体」がそれぞれ 12.5%という回答でした。

キ 生活歴

(ア) 出身地及び親族との関係

中学校卒業時に生活していた場所を出身地として質問した結果、愛知県内出生者の割合は 19.1%で、県外が 80.9%でした。

結婚歴については、「結婚している」が 4.5%、「離婚・死別」が 27.3%、「未婚」が 68.2%という結果でした。



また、「親や兄弟等の家族・親族はいますか」との質問に対しては、「いる」が 65.2%、「いない」が 15.2%、「わからない」が 19.6%でした。ただし、「いる」と答えた人のうち、この 1 年間で家族・親族と連絡があった人は 12.9%でした。

表 1-17 家族・親族とこの1年間で連絡があるか ※家族・親族がいる人対象

区 分	平成15年		平成19年		平成24年		平成28年		令和 3 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あ る	55	27.0	39	24.4	16	18.0	10	18.5	4	12.9
な い	149	73.0	121	75.6	73	82.0	44	81.5	27	87.1
有効回答者数	204		160		89		54		31	

(イ) 公的年金

「公的年金の保険料を納付していたことがありますか」という質問については、「ある」と回答した人が 57.4%でした。

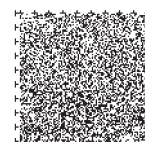
年金の種類及び納付期間については、曖昧な回答が少なくありませんでしたが、年金の種類は「国民年金」が 40.7%、「厚生年金」が 63.0%、「共済年金」が 18.5%、「企業年金」が 7.4%でした。納付期間については、25 年以上の納付期間があると推測される人が 22.2%、10 年以上 25 年未満の納付期間があると推測される人が 29.6%であり、老齢基礎年金の受給資格を満たすと推測される人が、全体の 5 割を占めています。今後の支援にあたっては、年金受給資格の可能性を確認することが必要であることがわかります。

(ウ) 借金

「金融機関や消費者金融等に借金がありますか」との質問に対して、「ある」と答えた人は 17.4%であり、借金の金額については、最も少ない人で 10 万円、最も多い人で 400 万円という回答でした。

(エ) 学歴

最終学歴については、中学校卒業が 54.3%、高等学校卒業が 34.8%と大半を占めています。ただし、年代別に見ると、65 歳以上では中学校卒業が 60.0%を占めているのに対し、65 歳未満では 47.6%にとどまっています。



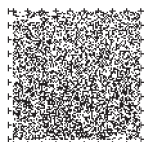
ク その他

(ア) 人権に関する相談

「法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）においては、人権問題についての相談に応じていますが、どのような事項について相談したいですか」との質問に対しては、「特にない」と答えた人が48人中47人と多数を占めており、「通行人からの暴力」について相談したいとの回答が1件ありました。

(イ) 行政や民間団体への要望・意見

最後に、「行政や民間団体への要望・意見を教えてください」という質問をしました。①仕事関連、②住居関連、③健康関連、④食事関連、⑤その他の生活関連、⑥その他、の6項目について自由回答で尋ねました。住居関連では高齢になったのでアパートに入りたいという意見、食事関連ではもっと良いものを配布してほしいとの意見、その他生活関連では「路上生活者の災害時等の緊急避難場所がほしい」、「もっとていねいな言葉で声をかけてほしい」、「簡単に病院で無料で受診できるようにしてほしい。（生活保護申請が面倒）」、「あれこれ興味本位で聞かないでほしい。福祉はあれこれ聞かれるのがいやだ。民間も見下すように感じる。ほうっておいてほしい。」等、多種多様な意見がありました。



2 計画に定める事業の実施状況

(1) 基本的な考え方

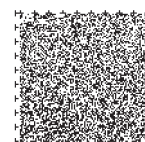
- 本市においては、国の基本方針に即し、就労の機会の確保や安定した居住の場所の確保をはじめ、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずるため、第4期計画において「7つの主な取り組み」を施策の柱とし、「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」の2つを計画目標と定めその達成に努めてきました。
- 7つの主な取り組みとして「住まいの確保と定着」、「就労機会の確保と定着」、「心身の健康維持・回復」、「相談・援護」、「人権の擁護と尊重」、「地域における生活環境の維持・改善」及び「民間団体等との連携・地域福祉」を掲げました。

(2) 主な取り組みの実施状況

ア 住まいの確保と定着

ホームレス等の自立を図るためには、生活の本拠として定まった住居を確保するとともに、住居に移った後は、再び野宿生活に戻ることがないように、その地域に定着することが重要となります。この取り組みでは、「自立支援事業における支援」など以下の事業を総合的に実施しました。

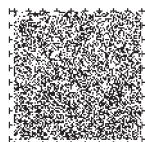
個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
自立支援事業における支援	○生活指導など地域で自立した生活を送るための日常生活訓練を実施 ○低廉な住宅の情報を収集して利用者に提供。必要に応じて入居手続きを支援 ○家族や親族との信頼関係の回復の仲介を実施 ○自立支援住宅（あつた：定員3人、なかむら：定員2人）	利用者	289人	273人	209人	201人
		自立支援住宅利用者	6人	9人	9人	8人
市営住宅の入居	○毎年優先入居枠の提供を受け、就労自立者の入居を実施	提供戸数	4戸	4戸	4戸	4戸
		入居戸数	3戸	2戸	1戸	0戸
県営住宅のホームレス優先入居制度	○毎年優先入居枠の提供を受け、地域で生活可能な方の入居を実施	提供戸数	1戸	1戸	1戸	1戸
		入居戸数	0戸	0戸	0戸	0戸



イ 就労機会の確保と定着

ホームレス等が就労の機会を得るためには、腰を落ち着けて就職活動を行うための宿所や食事の確保、必要な知識・技術の習得、さらには雇用主に対する啓発だけでなく、就労の定着のためには就職後のアフターフォローが欠かせません。この取り組みでは「自立支援事業」の運営をはじめ以下の事業等を総合的に実施しました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
自立支援事業	○自立支援事業2ヶ所運営（あつた：定員79人、なかむら：定員74人） ○利用期間は原則3ヶ月とし、就職活動に専念できるよう1日3食の食事を提供 ○就職に際して身元保証人を確保するため家族、親族との関係修復を支援 ○国から就職支援ナビゲーター3人の派遣を受け職業相談や職業紹介、あっせんサービスを実施	利用者数	289人	273人	209人	201人
		退所者数	288人	287人	220人	190人
		平均 在所有者数	57.5人	64.4人	51.2人	43.6人
		就労 自立率	53.8%	63.1%	53.6%	48.4%
		職業相談 件数	1,149件	1,302件	1,233件	1,262件
		就職者数	202人	266人	190人	176人
就業支援相談 （カウンセリング）の活用 （※県事業）	○県から就業カウンセラー4人の派遣を受け、自立支援事業の利用者に対して能力に応じてきめ細かな就労相談・支援を実施	登録者数	312人	275人	205人	193人
		相談件数	1,979件	2,057件	1,663件	1,754件
ホームレス就 労訓練事業	○自立支援事業の利用者に対して就労習慣の醸成等を目的とした軽作業を実施	実従事者	276人	281人	218人	204人
		延従事者	1,562人	1,861人	1,422人	1,411人



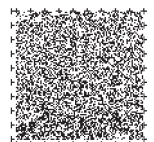
個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
ホームレス就業連絡会議の設置・充実	○市、県、国及び経済団体の実務者でホームレスの安定雇用の場と就業機会の確保を図るため、連絡会議を設置して施策の企画・立案と情報交換を図る ※新型コロナウイルス感染症の影響により元年度以降は書面開催	開催回数	1回	1回	1回	1回
アフターフォロー事業	○自立支援事業を利用し自立した方に対し、退所後原則1年以内の間、支援員が訪問、電話、来所等で各種相談・支援を行い、地域での安定した生活の継続を支援	訪問	92件	65件	47件	72件
		電話	283件	327件	324件	275件
		来所	93件	136件	226件	71件

ウ 心身の健康維持・回復

ホームレスには体調不良を訴える方が4割を超え、しかも治療をしていない方が多くいます。心身の健康維持・回復は自立に向けての基本的な事項であり、治療が必要な方の早期発見と受診・治療機会を確保するとともに、病気予防のための健康相談等に努めることが重要であると考えています。

本市では「ホームレス健康支援事業」をはじめ以下の事業を総合的に実施しました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
ホームレス健康支援事業	○保健師等看護資格を有する自立支援健康相談員2人が週4回、保護援護生活相談員と共に市内を巡回し、健康相談等と療養指導を実施 ○巡回時間以外は福祉事務所で健康相談窓口を開設	相談 延件数	1,462件	1,848件	1,696件	1,776件
		健康 チェック	150件	155件	159件	184件
		療養指導	1,545件	1,903件	1,903件	1,909件

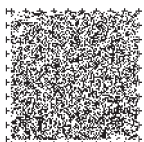


個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
ホームレス 結核対策事業	○自立支援事業及び無料宿泊所の入所者等に対して結核健診を実施	施設での健診者	515人	36人	34人	177人
	○公園及び路上等で起居するホームレスに対して公園・路上等起居者結核健診を実施	路上での健診者	106人	11人	11人	75人
	○継続した治療が必要な結核患者に対して服薬支援事業を実施	発見患者数	0人	0人	0人	0人
	※2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため個別の結核健診を実施	結核服薬指導対象者	9人	0人	0人	0人
医療機関の 確保	○ホームレスの診療を行った医療機関に診察（外来）、入院協力料を支給	入院協力料支払件数	22件	59件	11件	0件
		診察協力料支払件数	273件	219件	158件	174件
	○医療機関に入院したホームレスに対して寝巻、歯ブラシ等の日用品を支給	日用品購入数	0組	50組	50組	0組

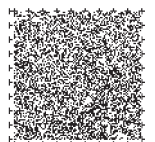
エ 相談・援護

ホームレス等の中には地域社会から孤立した生活を送っており、社会との交流が滞りがちとなる方が少なくありません。しかも家族等からも疎遠である場合が多いことから、自立しようと考えた場合にも相談に乗ってくれる方がいなかったり、活用可能な社会資源に関する情報が得られず、自立が困難になったりする場合が少なくありません。本市では、積極的に相談の機会を提供することで、その自立を支援しています。

この取り組みでは、「福祉事務所における相談・援護」、「巡回相談事業」の実施など以下の事業を総合的に実施してきました。



個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
福祉事務所 における相 談・援護	○福祉事務所でホームレス等に対す る援護相談を行い、相談者の意向、心 身の状況、資産と稼働能力等を踏ま え、就労自立、福祉等の援護による自 立、保護施設等への入所など適切な援 助方針を決定して実施	相談 延件数	6,211件	6,798件	4,675件	4,622件
		生活保護 適用件数	1,575件	1,397件	1,032件	1,116件
巡回相談事業	○福祉施策の専門知識を有する保護 援護生活相談員9人が、市内全域を巡 回してホームレスに対する援護相談 を実施	相談 延件数	2,392件	2,270件	1,789件	2,002件
		援護施策 適用者数	46人	85人	60人	61人
一時保護事業	○一時保護事業1ヶ所を運営(定員50 人) ○自立支援事業利用希望者に対する 利用の適否判定及び生活保護の要否 判定のため、一定期間(原則2週間以 内)ホームレス等に入所していただ き、宿所と食事を提供	利用者数	545人	581人	490人	521人
		退所者数	548人	579人	492人	524人
		平均 在所者数	23.8人	24.4人	19.7人	18.9人
		退所の主な理由				
		自立支援 事業利用	113人	80人	95人	133人
		生活保護 適用	267人	304人	251人	250人
緊急宿泊援 護事業	○ホームレス自立支援施設の利用を 希望される方などが、定員の関係等で すぐに入所できない場合、その間の宿 泊先を簡易宿所に確保(3ヶ所)	延宿泊者数	7,356人	8,453人	3,132人	3,204人



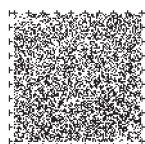
オ 人権の擁護と尊重

生活実態調査の結果によると、ホームレスの中には通行人や近隣住民等からの暴力や嫌がらせを訴える方が存在します。その背景にはホームレスに対する偏見や差別意識があると考えられることから、広く人権意識の高揚を図る必要があります。

また、自立に向けた支援を行うにあたって、ホームレス等の人権に十分配慮する必要があります。

この取り組みでは、「人権教育・人権啓発の推進」をはじめ以下の事業等を総合的に実施しました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
人権教育・人権啓発の推進	○「新たなごや人権施策推進プラン（改訂版）」、「なごや人権施策基本方針」に基づき、人権尊重についての理解を深めるため人権教育・人権啓発を推進	講演会・研修会の実施				
		啓発冊子・ポスターの作成				
		新聞等メディアへの啓発記事の掲載				
ホームレスへの暴力、人権侵害事件に係る関係機関との連携	○事件発生 の情報を入手した場合、その内容に応じて警察、法務局等、関係機関に相談の上、連携して対応	相談実績	0件	0件	0件	2件
施設の運営や援護施策の実施にあたって人権の尊重と尊厳を確保	○女性ホームレスの利用に配慮し自立支援事業なかむら及び一時保護所に女性専用居室を設置 ○女性職員を配置し、女性利用者が気軽に相談できる体制を確保 ○自立支援関係施設等の職員の人権に関する研修等への参加を推進	女性専用居室の設置				
		自立支援事業	3室	3室	3室	3室
		一時保護事業	2室	2室	2室	2室
		女性職員				
		自立支援事業	2人	2人	2人	1人
		施設職員等への人権研修	人権に関する研修への参加			



カ 地域における生活環境の維持・改善

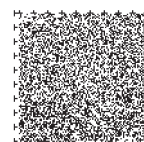
第4期計画期間中を通して全国的にホームレス数は減少傾向にありましたが、都市公園等、公共の用に供する施設の利用に関して、地域住民との間であつれきが生じる場合があります。この取り組みは、公園等の適正利用ができなくなるとき、そこに起居するホームレスの自立を促していくことを通して公共施設利用の適正化を図るものとして進めました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
公共施設の適正利用の確保	○公園等に起居するホームレスに対し、自立支援施策の相談・周知を図ると共に、必要な自立支援施策や福祉等の援護につなぐ。 ○ホームレスが起居先としていた放置物件等で施設の適正利用に支障があるときは、指導パトロールや物件の撤去指導等を実施し、必要な場合には法令に基づく監督処分等を実施	公園等の不法占有物撤去	412件	378件	117件	46件
		公園等に起居するホームレスに対する指導	3,714件	4,253件	2,628件	2,482件

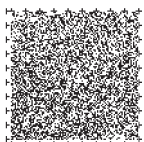
キ 民間団体等との連携・地域福祉

前記ア～カでも触れたように、本市ではホームレス等の自立支援に向け、民間団体等と連携して様々な取り組みを実施しています。

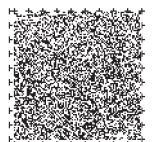
「就労機会の確保と定着」の分野では、施策の実効性を上げるため労働行政を所管する行政機関等との連携が不可欠です。同様に、「住まいの確保と定着」の分野では、住宅の専門知識を有する民間団体の協力が、また、「相談・援護」の分野では法律の専門家やホームレスの事情に詳しいNPOやボランティア団体など市民との協働が不可欠となっています。この取り組みについては、以下の事業等を掲げ推進を図りました。



個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
雇用の確保について労働行政を所管する国、県及び地元経済団体と協議	○国、県、市、地元経済団体等で構成する「愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会」を開催 (※県主催) ※新型コロナウイルス感染症の影響により元年度以降は書面開催	自立支援対策推進協議会	1回	1回	1回	1回
	○県、地元経済団体及び市で「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会」を設置(※国事業) ※新型コロナウイルス感染症の影響により元年度第2回総会から3年度まではメールでの質疑応答、承認採決方法に変更	就業支援事業推進協議会				
		総会	2回	2回	2回	2回
		運営委員会	1回	1回	1回	1回
	○市、国、県及び経済団体で「ホームレス就業連絡会議」を設置 ※新型コロナウイルス感染症の影響により元年度以降は書面開催	前記イの「ホームレス就業連絡会議の設置・充実」で計上				
	○国から就職支援ナビゲーター3名の派遣を受け職業相談や職業紹介、あっせんサービスを実施	前記イの「自立支援事業」で計上				
	○県から就業カウンセラー4名の派遣を受け、ホームレスの能力に応じてきめ細やかな就労相談・支援を実施	前記イの「就業支援相談の活用」で計上				



個別事業名	事業実施内容	区分	第4期実施計画期間			
			元年度	2年度	3年度	4年度
ホームレスの事情や地域の実情を把握しているボランティア団体等と積極的に情報交換を行い、支援や協力を求めて援護施策を協働で推進	○行政関係者、民間支援団体、地元経済団体、地域住民、学識者で構成する「愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会」を開催	区分「自立支援対策推進協議会」（前頁）で計上				
	○ホームレスの支援団体で構成する越冬実行委員会との団体広聴を実施	団体広聴	1回	1回	1回	1回
ホームレス状態になる前に地域の中で支援できるよう住民と行政の協働による地域福祉を推進	○名古屋市総合計画及び名古屋市地域福祉計画に則った、さまざまな活動の推進	地域福祉活動を推進				



3 計画の評価

(1) 成果

- 本市は、「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」を第4期計画の基本目標に掲げ、「7つの主な取り組み」に定める施策を推進することで目標の達成に努めてきました。
- 事業の実施状況については、「2－(2) 主な取り組みの実施状況」に示したとおりであり、全体として概ね順調に実施されてきたと考えています。
- 表1は、「一時保護事業」(平成13年3月事業開始)及び「自立支援事業」(平成14年11月事業開始)の実績を示したものです。第4期計画期間中、令和4年度末までに、延べ3,128人の方がこれらの事業を利用し退所しています。そのうち延べ2,568人⁹が現行計画の基本目標である「就労と福祉等の援護による多様な自立」を果たしており、ホームレス等の自立に関して一定の成果を上げてきたものと考えています。

表1 一時保護事業及び自立支援事業の実績(令和元～4年度) (単位:人、%)

区 分	退所者 a	就労 自立者 b	就労自立 率(%) b/a	福祉等の 援護による 自立者 c	自立者計 d=b+c	自立率 (%) d/a
一時保護事業	2,143	148	6.9	1,748	1,896	88.5
自立支援事業	985	546	55.4	126	672	68.2
合 計	3,128	785	25.1	1,783	2,568	82.1

- 次に、表2は、自立支援事業の利用状況を示したものです。自立支援事業は、「就労による自立」を支援する中心的役割を担う事業で、「自立支援事業あつた」(平成14年11月事業開始、定員79人)、「自立支援事業なかむら」(平成16年5月事業開始、定員74人)の2か所で実施しています。
- 当事業の利用者も、リーマン・ショックを契機として平成20年度から大きく増加しました。自立支援事業もまた、住居を失った大量の失業者に対してホームレス化防止の受け皿として役割を担ってきました。

⁹一時保護事業からの自立者のうち、「福祉等の援護による自立者(1,748人)」には自立支援事業への入所者(421人)を含むため、重複調整後の自立者の延べ人数は計2,147人(2,568人－421人)となります。

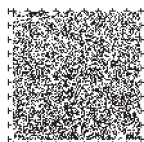


表2 自立支援事業の利用状況

(単位：人、%)

区 分	第3期実施計画					第4期実施計画			
	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
利用者	492	437	375	292	282	288	287	220	190
平均在所者	107.5	90.3	72.0	59.3	58.9	58.1	64.4	51.2	43.6
充足率(%)	(66.0)	(55.4)	(44.2)	(36.4)	(36.1)	(38.0)	(42.1)	(33.5)	(28.5)

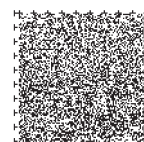
○ 一方、第2期計画期間から、ホームレス等の状態から生活保護を受給してアパート生活に移行する方が大幅に増加しました。表3は、ホームレス等住居のない方で、生活保護により敷金等を受給し住宅を確保した世帯数を過去14年分についてみたものです。

表3 ホームレス等住居のない人で敷金等を受給し住宅を確保した世帯数

(単位：人、%)

区 分	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
平成21年度	125	379	520	621	420	2,065
22年度	87	197	258	307	297	1,146
23年度	80	196	219	224	227	946
24年度	43	127	142	130	139	581
25年度	29	69	113	107	126	444
26年度	25	61	71	66	77	300
27年度	23	26	57	63	53	222
28年度	7	28	51	56	65	207
29年度	12	17	33	44	61	167
30年度	7	14	29	46	65	161
令和元年度	11	22	33	34	29	129
2年度	22	25	57	57	45	206
3年度	14	11	18	25	28	96
4年度	10	18	22	28	25	103
計	495	1,190	1,623	1,808	1,657	6,773
(割合)	(7.3)	(17.6)	(24.0)	(26.7)	(24.5)	(100.0)

○ リーマン・ショック前の平成19年度には、生活保護の適用を受けホームレス等の状態から脱却（自立）した方（世帯）は183世帯でしたが、平成21年度には2,065世帯と約11倍に急増し、特に40歳代、30歳代の伸びが大きかつ



たと言えます。この14年間で延べ6,773世帯のホームレス等が生活保護を受給して居宅生活に移行したことになります。

- 短期間に大量の失業者が生まれ、同時に住居も失うといった状況の下で、生活保護制度は新たなホームレス化とホームレス状態に陥った人の野宿生活の長期化を食い止めてきたという意味で大きな役割を果たしてきました。

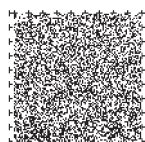
(2) 現状と問題点

ア ホームレスの現状と問題点

- 令和3年生活実態調査の結果によると、ホームレスの平均年齢は前回調査より上昇し65.1歳であり、年齢構成では60歳以上の高年齢層の占める割合が増加し全体の約8割を占めています。加齢に伴って、野宿生活の厳しい環境が心身の健康に与える影響が懸念されます。
- また、野宿期間については、長期化している方の割合が上昇しており、野宿期間5年以上の方の割合が7割を超えています。国の第5期基本方針にもあるように、野宿期間の長期化は脱却を難しくする実態があります。
- さらに、自立に関する意向では、現状（ホームレス状態）のままでよいとする方の割合が全体の約5割を占めており、支援の困難さがうかがわれる状況にあります。

イ 福祉事務所での住居のない方からの相談にみられる現状と問題点

- 路上生活を送るホームレスの数が減少する一方、福祉事務所に相談来所する住居のない方の数は、平成19年度、年間3,134世帯であったのが、リーマン・ショック後の平成21年度には6,195世帯と約2倍に増加しました。
- 平成22年度以降は徐々に減少していますが、令和4年度は年間1,624世帯の住居のない方から相談があり、その数は令和5年1月の概数調査で確認されたホームレス数(78人)の約21倍に相当します。
- 住まいを失い終夜営業店舗や知人宅等を転々とし、施設や制度における支援にも定着できない方の存在が徐々に顕在化し、福祉事務所での相談者において、またホームレス自立支援施策の利用者において多数見られるようになりましたが、こうした方は、従来のアウトリーチによる支援が届きづらいという問題点があります。



ウ 自立支援等の取り組みにみられる現状と問題点

- 先述のように、本市では第4期計画を評価するにあたり、利用者を含む関係者を対象としてアンケート及びヒアリング調査を実施していますが、その中で特に重要な問題である「途中退所」、「就労自立の継続困難」、「居宅生活の継続困難」について様々な角度から意見を聴取しました。

(ア) 途中退所

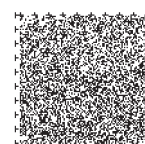
- 表4は、自立支援事業利用者の退所内訳を示しています。当事業が目標としている「就労自立」または「福祉等の援護による自立」により退所した人の割合は、第4期計画期間中、ほぼ横ばいで推移しています。一方で、自立支援事業を途中退所する方も一定割合存在し、当事業の課題となっています。

表4 自立支援事業利用者の退所内訳

(単位：人、%)

区 分	第3期実施計画					第4期実施計画			
	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
退所者	492	437	375	292	282	288	287	220	190
就労自立者	256	253	186	157	159	155	181	118	92
上記自立率	(52.0)	(57.9)	(49.6)	(53.8)	(56.4)	(53.8)	(63.1)	(53.6)	(48.4)
福祉等の援護 による自立者	35	42	41	31	29	36	29	27	34
上記自立率	(7.1)	(9.6)	(10.9)	(10.6)	(10.3)	(12.5)	(10.1)	(12.3)	(17.9)
自立者計	291	295	227	188	188	191	210	145	126
全体自立率	(59.1)	(67.5)	(60.5)	(64.4)	(66.7)	(66.3)	(73.2)	(65.9)	(66.3)
途中退所者	201	142	148	104	94	97	77	75	64
途中退所率	(40.9)	(32.5)	(39.5)	(35.6)	(33.3)	(33.7)	(26.8)	(34.1)	(33.7)

- アンケート結果では、施設での規則や支援内容、居室環境への負担感を原因として指摘する意見が多く見られたほか、ヒアリングでは「途中退所」に至る背景として、まとまったお金が入るとお金を使いたいという衝動性が勝って退所してしまうケースや、施設内での人間関係がうまくいかず退所してしまうケースが指摘されています。



- また、アルコールやギャンブル等への依存の問題が自立への取り組みを困難にしている例や、若者に多い就職のための基本的なコミュニケーション能力や生活習慣が身についていないケース、あるいは、「就労による自立」という目標そのものを支援対象者との間で共有できないケースの存在など、利用者の精神的な課題や意識、価値観、行動様式など質的な問題点が指摘されました。

(イ) 就労自立の継続困難

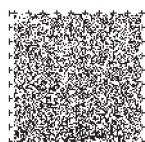
- 本市では、第4期計画において「就労と福祉等の援護による多様な自立」を「自立の定着」と並んで、ホームレス自立支援の柱の一つとして位置付け、「自立支援事業あつた」と「自立支援事業なかむら」2か所の自立支援事業での取り組みを中心に就労支援を進めてきました。

表5は、自立支援事業を利用中に就労先を確保して退所した方（就労自立者）のその後の状況について取りまとめた結果です。

表5 就労自立後2年以内の生活保護受給状況

区 分	就労自立者 人	生活保護受給者 人	就労自立 非継続率 %
平成20年度	173	89	51.4
21年度	188	75	39.9
22年度	135	57	42.2
23年度	117	47	40.2
24年度	113	46	40.7
25年度	130	46	35.4
26年度	256	94	36.7
27年度	253	94	37.2
28年度	185	68	36.8
29年度	157	65	41.4
30年度	159	53	33.3
令和元年度	155	49	31.6
2年度	181	69	38.1
3年度	118	41	34.7

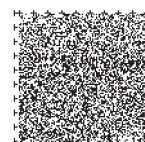
- 数値は、自立支援事業を就労自立で退所した方が、退所日の属する年度の翌年度末までに、本市において生活保護を受給しているかどうかを集計したものです。就労自立者のうち概ね3割から4割の方が自立後2年以内に生活保護受給に至っている状況にあり、就労自立を継続することの困難さがうかがわれる結果です。



- 次に、表6は就労自立した翌年度末までに生活保護受給に至った方について、生活保護受給までの期間を表したものです。自立継続できなかった方のうち3ヶ月未満で生活保護受給している方が約27%～51%に上っています。

表6 就労自立後、生活保護受給までの期間

区 分		～3月 未満	3～6月 未満	6～9月 未満	9月～1年 未満	1年 以上	合 計
平成20年度	人数	28	22	18	9	12	89
	構成比	31.5%	24.7%	20.2%	10.1%	13.5%	100.0%
21年度	人数	28	19	9	11	8	75
	構成比	37.3%	25.3%	12.0%	14.7%	10.7%	100.0%
22年度	人数	25	12	7	7	6	57
	構成比	43.9%	21.1%	12.3%	12.3%	10.5%	100.0%
23年度	人数	17	9	7	9	5	47
	構成比	36.2%	19.1%	14.9%	19.1%	10.6%	100.0%
24年度	人数	17	12	6	2	9	46
	構成比	37.0%	26.1%	13.0%	4.3%	19.6%	100.0%
25年度	人数	16	12	9	7	2	46
	構成比	34.8%	26.1%	19.6%	15.2%	4.3%	100.0%
26年度	人数	43	15	10	12	14	94
	構成比	45.7%	16.0%	10.6%	12.8%	14.9%	100.0%
27年度	人数	29	20	13	11	21	94
	構成比	30.9%	21.3%	13.8%	11.7%	22.3%	100.0%
28年度	人数	19	14	11	11	13	68
	構成比	27.9%	20.6%	16.2%	16.2%	19.1%	100.0%
29年度	人数	26	15	6	5	13	65
	構成比	40.0%	23.1%	9.2%	7.7%	20.0%	100.0%
30年度	人数	22	10	8	5	8	53
	構成比	41.5%	18.9%	15.1%	9.4%	15.1%	100.0%
令和元年度	人数	25	8	6	5	5	49
	構成比	51.0%	16.3%	12.2%	10.2%	10.2%	100.0%
2年度	人数	31	16	9	6	7	69
	構成比	44.9%	23.2%	13.0%	8.7%	10.1%	100.0%
3年度	人数	17	6	10	4	4	41
	構成比	41.5%	14.6%	24.4%	9.8%	9.8%	100.0%



- アンケート結果では、就労が続かなかった理由として、職場の人間関係に馴染めないことをはじめ、給料が少ないこと、精神的に不安定になったことなどが挙げられたほか、居宅生活を始めてからの問題点として、金銭（家計）管理、精神面の不調、依存傾向、体調管理・健康管理がうまくできないなどが指摘されました。

（ウ） 居宅生活の継続困難

- 居宅生活を継続できなかった理由として、アンケート結果からは、金銭管理の失敗や生涯設計への意識の欠如、飲酒やギャンブル等への依存の問題等を指摘する意見が多くを占めています。また、ヒアリングでは、こうした問題の背景として社会的に孤立し、相談相手がいないことや家を失うことに抵抗を感じない方の存在が指摘されています。

（３）第５期計画策定にあたっての主要課題

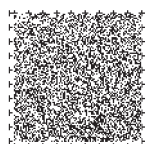
本市では、令和３年生活実態調査で明らかになったホームレスの現状と問題点及び第４期計画の評価の過程で浮き彫りとなった自立支援施策の成果と問題点を踏まえ、第５期計画において重点的に取り組むべき主要課題を以下の通りと考え、必要な施策、事業のあり方を明らかにします。

ア ホームレスの高齢化・長期化を踏まえた支援

- ホームレスの間で高齢者の割合が増加し、野宿生活が長期化している方が多数います。
- 野宿期間の長期化は脱却を困難にするおそれがあることから、できる限り野宿生活の早い段階で自立支援につなぐことが重要になります。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方への適切な支援

- 巡回相談によるアウトリーチ型のニーズ把握や支援が届きづらい状況があるため、福祉事務所をはじめとする関係機関と民間団体等の相談窓口相互の連携が重要となります。
- 就労や福祉等の援護による自立支援の途中で、支援を中断（途中退所）又は放棄（失踪）し、各種支援サービスの再利用を繰り返す方に対しては、自立の必要性が理解され、意欲そのものが喚起されるような働きかけを行う必要があります。

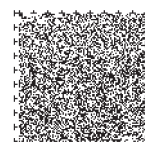


ウ 途中退所の防止

- 施設を短期間で退所するなど支援が定着しないケースについては、個々の状況に応じた柔軟な支援目標の設定と支援方針の選択が必要となります。
- 利用者のニーズと支援内容との整合性について検証が必要な状況が生まれています。自立支援関係施設での自立目標を多様化し、支援内容についても見直しを図る必要があると思われます。

エ 地域での自立生活の継続と定着

- 就労自立後に居宅生活を維持することが重要であることから、アフターフォローを推進していく必要があると思われます。
- また、住居のない状態から生活保護で居宅生活に移行した後、何らかの課題を抱え、地域での生活を維持できなくなる可能性がある方については、アフターフォローの必要性が高まっています。



第3 第5期計画における自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

第5期計画における基本的な考え方は、以下のとおりです。

○ ホームレスの状況に合わせた対応

高齢化し、野宿生活が長期化する傾向にあるホームレスが、自立支援施策や福祉施策等につながるよう、巡回相談等を通して継続的で粘り強い働きかけを行います。

また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある方がホームレスとならないよう、必要な支援を行います。

○ 基本目標：「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」

計画の基本目標を「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」とし、継続的で長期的な視点から、個々の抱えている課題や心身の状態を踏まえた自立を支援し、生活の安定と持続を目指します。

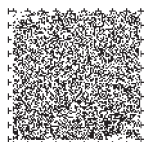
○ 基本目標の実現に向けた「7つの主な取り組み」の推進

基本目標の実現に向けて、以下に掲げる「7つの主な取り組み」を推進します。具体的な施策・事業の実施にあたっては、生活困窮者自立支援制度をはじめ、関連するさまざまな制度や施策と連携を図るとともに、人権尊重の視点に立った支援を基本理念とします。

< 7つの主な取り組み >

- (1) 住まいの確保と定着
- (2) 就労機会の確保と定着
- (3) 心身の健康維持・回復
- (4) 相談・援護
- (5) 人権の擁護と尊重
- (6) 地域における生活環境の維持・改善
- (7) 民間団体等との連携・地域福祉

第1期・第2期計画では「就労による自立」と「福祉等の援護による自立」の2つを基本目標として設定しました。ホームレスの自立にあたっては、個々の状態に応じてより柔軟な支援が必要なことから、2つの目標を同じウエイトで捉えることを基本とし、具体的な場面では「就労」「福祉等の援護」の両方向からの支援を検討することとしていました。



第3期・第4期計画では第1期・第2期計画の考え方をさらに進め、「就労と福祉等の援護による多様な自立」を基本目標として位置付け、弾力的で個別性の高い自立支援により、利用者個々の実態に合った達成可能な自立を目指すとともに、自らの力で自立を継続することが困難な状況が広がる中、「自立の定着」をもう1つの基本目標として掲げ、持続的で長期的な視点から、個別性の高い多面的な支援を進めました。

ホームレスが抱えている課題や自立の方向性は、依然として個々によって多様であることから、第5期計画においても引き続き「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」を基本目標として位置付け、弾力的で個別性の高い自立支援により、利用者個々の実態に合った達成可能な自立の定着を目指します。

自立支援施策の適用にあたっては、引き続き①緊急的な支援、②自立支援事業又は福祉等の援護に向けた事前評価、③自立に向けての支援、④社会生活への復帰の各段階において必要な施策を展開して社会復帰を目指すとともに、丁寧なアセスメントの実施により、自立支援事業における途中退所の防止に努めます。さらに、⑤自立定着のための支援では、再野宿化を防止し、地域での生活が継続できるよう、地域への移行後のアフターフォローを推進する等、多面的で継続性の高い支援により社会生活の安定と持続を目指します。

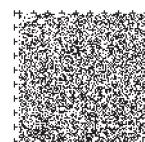
また、従来計画において一定の成果を上げてきた「7つの主な取り組み」を基本目標の実現に向けた施策の柱として、ホームレスの自立支援を推進します。具体的な事業や方策については、新規の取り組みとともに、既存事業の見直し、改善、再構築等を図りながら、従来計画の成果を引き継ぎつつ、さまざまな課題に的確に対応します。

具体的な施策・事業の実施にあたっては、ホームレスの高齢化・長期化へも対応しつつ、リーマン・ショックやコロナ禍のような社会・経済情勢の変化や雇用動向の変動にも素早く対応できるよう、関係するさまざまな制度や支援の取り組みとの連携を図ります。

さらに、人権尊重の視点に立ち、ホームレス一人ひとりの意思を大切にすることを支援の基本理念とします。

事業運営にあたっては、「ホームレス自立支援事業における自立率」などの実績を事業の進行管理における成果指標として設定し、事業の効果測定や課題の分析に活用することにより効果的な運営に努めます。

また、自立支援事業や保護施設等の運営を適切に行うとともに、施設の老朽化等の課題に対応するため、施設の再整備等に係る検討を進めることとし、その中で施設環境についても検討していきます。



2 7つの主な取り組み

(1) 住まいの確保と定着

ア 現状と課題

(ア) 公園等で起居するホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援を進めるにあたっては、「住まい」の確保が欠かせません。

また、住まいを失い終夜営業店舗や知人宅など居所を転々とするなど、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方」に対しても、「住まい」の確保に向けた積極的な支援が必要です。

(イ) しかし、「住まい」の確保の方向性については、個々の状態等によって異なります。

稼働能力のある自立支援事業の利用者については、就労によって得た収入で住宅を確保することが基本となります。

また、要保護者のうち、直ちに地域で自立した生活を営むことが可能な方については、住宅確保のため、生活保護による敷金等の支給を検討する必要があります。

一方、心身の状態から日常生活を営むのに何らかのサポートが必要と考えられる方については、更生施設や救護施設など保護施設への入所を検討することとなります。また、高齢者は老人ホーム等への入所も検討する必要があります。

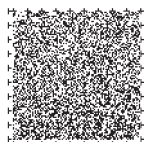
なお、一旦、保護施設に入所した方についても、心身の状況等に応じて、地域生活に移行できるよう検討する必要があります。

(ウ) 住宅の確保に際してまず問題となるのは、家賃及び敷金等（以下「家賃等」という。）の額です。ホームレス等の場合、就労したとしても年齢や資格、技能など様々な条件から、高収入は得られにくいことが多く、生活保護を適用して生活する場合でも住宅扶助基準に見合った住宅を探すことが基本となります。

したがって、低廉な家賃等で入居可能な民間住宅の情報を収集し提供するとともに、公営住宅の入居制度も活用する必要があります。

(エ) 家賃等の問題を解決したとしても保証人や緊急連絡先（以下「保証人等」という。）の問題があります。

ホームレス等の多くは、家族や親族との関わりが疎遠となっており、適当な住宅が見つかっていても保証人等を立てられない場合がありますが、そのような場合には、民間保証会社に保証料を支払うこと等により保証人や緊急連絡先を確保することが可能です。



住宅の確保をより円滑にするために、住宅の貸主や不動産業者等に対しては、入居者を受け入れやすい条件を整えるための支援や、ホームレス等の自立について理解を深めていただくための啓発・広報等を引き続き進める必要があります。

(オ) 長い間住居のない状態であった方の中には、直ちに地域社会に溶け込み自立した生活を送ることが困難な方もみられます。こうした方については、居宅生活に円滑に移行するための十分な相談・支援を事前に行い、日常生活習慣や社会生活習慣の確立を図る必要があります。

(カ) 敷金等を受給し、住居のない状態から居宅保護に移行した方のうち、居宅生活が継続できずに失踪したり、居住実態が不明となったりする方が存在するという実態があり、居宅生活の継続性を高めていくことが重要です。自立支援関係者へのアンケート調査では、居宅生活を失敗する原因として、金銭管理、自立意欲の欠如、人間関係、飲酒・ギャンブル等が挙げられ、第4期評価報告書では、困難を抱えた方はSOSを発信することが難しいといった状況が指摘されています。

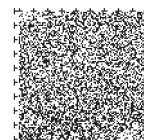
(キ) 「住まい」の確保にあたっては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「住宅セーフティネット法」という）に規定する名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の枠組みをはじめ、関連する他の施策とも連携する必要があります。

(ク) なお、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、福祉事務所に訪れる住居のない方からの相談件数は、令和2年度前半に一時的に増加したものの激増するまでには至らず、令和3年度以降はコロナ禍前を下回っています。この背景には、第2のセーフティネットとして住居確保給付金等の生活困窮者自立支援施策等が一定の役割を果たしたと考えられますが、引き続き、社会情勢による影響を注視する必要があります。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 福祉事務所における相談・援護

- ホームレス等のうち、就労による自立が可能と考えられる方については、自立支援事業の利用について相談が可能ですが、その場合は本人の意向を尊重しつつ、同意を得ながら手続きを進めます。



- また、直ちに地域で自立した生活を営むことが可能と判断された要保護者については、個々の状況に応じて住宅が確保できるよう生活保護による敷金等の支給を行います。
- 一方、心身の状況等から施設に入所することが適当と判断された方については、その状況に応じて更生施設や救護施設あるいは老人ホーム、婦人保護施設（令和6年4月より「女性自立支援施設」）等への入所についての調整・手続きを行います。
- なお、一旦、保護施設に入所した方についても、地域での生活が可能と判断された場合は、地域生活へ移行できるよう支援します。

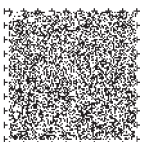
（イ）自立支援事業における支援

「住まいの確保」に関して、自立支援事業では次のとおり地域で自立した生活を営めるよう支援する役割を担います。

- 低廉な家賃の民間住宅に関する情報を収集し、自立支援事業の利用者（以下本項において「利用者」という。）に対して情報提供を行うとともに、入居に関する相談・助言を行います。また、必要に応じて不動産業者への同行等により住宅確保の支援を行うとともに、住まいが見つかった場合には入居手続についても支援します。
- 家族等との関係が疎遠な利用者については、家族等の所在を確認して連絡を取るなど信頼関係の回復を支援し、住まいが見つかった場合には保証人等となってもらえるよう支援を行います。
- 利用者に対して、地域社会での生活を念頭においた日常生活管理や健康管理、社会生活上の手続きなどについて様々な指導・助言を行うなど必要な支援を行います。
- 中でも、入所者等で就労先を確保し、自立後に近い住環境での自活体験が、退所後の居宅生活継続に有効と思われる方については、自立支援事業と一体的に運営される民間借上げアパート（自立支援住宅）に移行し、家計管理や家事などの基本的な生活習慣形成ができるよう支援します。

（ウ）賃貸住宅経営者等への啓発活動

民間賃貸住宅の経営者、家主及び不動産業者並びに民間賃貸住宅を管理する団体（以下「民間住宅経営者等」という。）に対して、ホームレス等に対する理解を深めていただくための啓発を推進します。



(エ) 民間住宅に関する情報収集等

ホームレス等に理解のある民間住宅経営者等と連携し、低廉な家賃の賃貸住宅に関する情報並びに保証人の代わりとなる民間の保証会社等に関する情報を収集し、自立支援事業の利用者等に必要な情報を提供します。

(オ) 民間団体の行う住宅相談事業との連携

ホームレス等を対象として、民間住宅経営者等が行う住宅の確保や入居後の生活についての相談事業との連携を図ります。

(カ) 新たな住宅セーフティネット制度の活用

低廉な家賃等で入居可能な民間住宅についての情報の収集・提供や、住宅の貸主や不動産業者等に対してホームレス等の支援について啓発・広報等を進めるにあたっては、住宅セーフティネット法に規定する居住支援法人や、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会による名古屋市居住支援コーディネート事業等との連携を図ります。

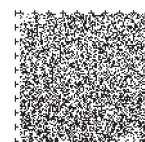
(キ) 公営住宅の優先入居

就労により地域で自立した社会生活を営むことになった自立支援事業の利用者等で、入居資格を有する方については、市営住宅及び県営住宅の優先入居制度を活用し入居を進めます。

(ク) 居宅生活の継続支援

- 就労自立や福祉的施策の活用により居宅生活へ移行した場合、居宅での生活の継続性を高めるために、見守りのほか、家計管理支援や健康管理支援、社会生活上の手続き支援など多面的なアプローチにより、個別的・継続的かつ効果的なアフターフォローが必要であることから、現在実施しているアフターフォローについて一層の充実を図ります。また、社会資源の積極的な活用等、社会的孤立を防ぐことができる取り組みを進めます。
- 住宅扶助の代理納付¹⁰については、居宅での生活の継続性を高めることに効果的であることから、生活保護受給者に対し、代理納付の制度や利点について十分に説明を行った上で、活用を図ります。

¹⁰住宅扶助費が家賃支払いに確実に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付すること（生活保護法第37条の2、同法施行令第3条）



(ケ) 第2のセーフティネット等の活用

新型コロナウイルス感染症拡大の中、第2のセーフティネットとして住居確保給付金等の生活困窮者自立支援施策等が一定の役割を果たしたと考えられますが、引き続き、社会情勢の変化を注視しつつ、支援が必要な方へ制度の周知を行います。

(2) 就労機会の確保と定着

ア 現状と課題

(ア) 令和3年生活実態調査において、今後希望する生活形態について調査したところ、ホームレスの22.9%は何らかの形で仕事に就くことを希望していることがわかりましたが、全体として見ると、「今のままでいい」という回答が47.9%と多くなっています。

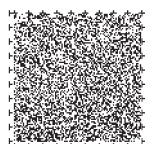
ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方の自立に向け、就労機会の確保は重要な課題であり、引き続き自立に向けた取り組みの柱の一つとして位置付け、就労意欲の喚起と向上及び安定した就労の場の確保と定着を進める必要があります。

一方で、ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っています。また、社会生活への不適応、借金による生活破たん等の要因も付加されて複雑な問題を抱えている方も少なくないことから、直ちに常用雇用による自立が困難な方については、その状況や年齢等の個々の事情に対応した自立を総合的に支援する必要があります。

(イ) ホームレス等の多くは食事や寝る場所の確保などその日の生活に追われており、求職活動をしようにもそれに専念する余裕がないのが実態です。また、求職活動に有効な住所の設定がない方も多く、そのため、就労機会の確保に向けては、まずは求職活動に適した環境を用意する必要があります。

(ウ) 就職先を探す場合、本人の現状を鑑みれば、必ずしも適性があるとは言えない場合であっても、かつて自分が経験した職種やその類似職種にこだわってしまい、安定した職の確保につながらないことも少なくありません。

継続的な自立につながる安定した職を確保するため、公共職業安定所等と連携したきめ細やかな支援が必要です。



(エ) また、ホームレス等の中には、就職に際して必要となる知識、技術等を身につけていない方もいます。

その結果、求職活動に不可欠な履歴書の書き方や面接の際の心構えなどが分からず、努力が就職に結びつかない場合もあることから、求職活動に関する基本的な知識や技術の習得について支援を行う必要があります。

(オ) ホームレス等の就労の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレス等の就労ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要です。

(カ) ホームレス等の多くは家族や親族との関係が疎遠となっており、就職に必要な身元保証人を確保できない場合が少なくありません。したがって、身元保証人となってもらえるよう家族等との関係の回復を支援する必要があります。

一方で、個別の求人開拓等においては、身元保証人を必要としない就職先の開拓や確保を進める必要があります。

(キ) ホームレス等の就職には雇用する側の理解も欠かせません。「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会¹¹」では、ホームレス等を対象とした職場体験講習受入れ事業所の開拓を含む求人開拓等を行っていますが、引き続き、ホームレス等の就労機会の確保への理解を深め、その就労を促進するため、事業主への啓発に取り組むことが必要です。

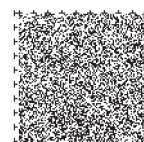
(ク) 自立支援事業を令和3年度中に就労自立で退所した方(118人)のうち14.4%の人が3ヶ月未満で生活保護の受給に至り、また31.4%の方が1年以内(令和4年度末まで)に生活保護の受給に至っています。

就労により自立を果たしても、職場の人間関係の悪化や雇用上の問題などにより、就労が継続できず、生活保護受給に至ったり、再度野宿生活等に戻ってしまったりする場合があります。

自立の継続・定着率の向上を図るため、就労自立した方については、就労を継続することができるよう、今後もアフターフォローを充実強化していく必要があります。

(ケ) 平成20年の秋以降、世界規模での金融危機が实体经济にも深刻な影響を及ぼし、職と住まいを失った多数の非正規雇用者等が、本市の福祉事務所を訪れました。それから十数年が経過し、本市を始め県内の雇用情勢は改善していましたが、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの産業や職種において活動が停止または停滞した結果、福祉事務所を訪れる相談者の増加は限

¹¹国のホームレス等就業支援事業の受託団体として設立(平成17年度)愛知県・名古屋市・経済団体で構成



定的だった一方で、仕事・暮らし自立サポートセンターでの相談件数は急激に増加しました。

倒産や失業、企業活動の停止等による仕事の減少はホームレスを生む大きな要因であるため、雇用対策の推進や支援施策の活用が大きな鍵となります。本市としても、ホームレス化を予防する観点から、関連する既存の施策の中でできる限りの対応を行うとともに、国・県に対しても適切な対策の実施を働きかけていく必要があります。

- (コ) 自立支援事業においては、原則として正規就労を目指して支援を行いつつ、正規社員として安定的に長期間就労した経験がない方が増加し、企業側も非正規労働者の割合が増加している中、正規就労を前提とした自立生活を目標とするだけでは、現実的に自立は困難となっています。

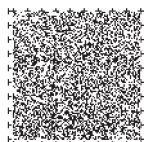
そのような現状を踏まえ、不安定な就労に就いた場合でも支援を継続し、個別の状況に応じて福祉等の援護を受けながら就労を継続する多様な自立も自立目標として設定し、日常生活や社会生活の確立を図っていく必要があります。

- (サ) 第4期計画期間中における自立支援事業利用者の途中退所割合は、第3期計画期間中に比べ4.9ポイント減少したものの31.8%となっています。これは、正規就労を目指す自立支援事業において、施設における金銭管理への抵抗感や施設生活の規則への負担感、集団生活になじめないといった理由、あるいは利用者自身に危機感や切迫感が足りないことで退所する方が多いためと考えられます。

就労に向けた支援にあたっては、日常生活習慣の形成や円滑な社会生活のための支援、金銭管理についての啓発や助言等を行っていくため、施設における集団生活や規則の中での生活も一定は必要と考えていますが、利用者ニーズ等を踏まえた改善の取り組みなどにより、引き続き途中退所の防止を図る必要があります。

- (シ) 若者の中には、正規就労の経験がなく、就労するために必要なコミュニケーション能力や生活習慣が十分でない方もおり、そうした能力や習慣を身につけるとともに、本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートすることや、就労する自信をつける、適職を探すことができるような支援も、自立に向けた取り組みを継続するためには必要と考えられます。

さらに、派遣労働等の不安定な仕事に就き、雇い止めなどで仕事と住まいを失ってホームレスとなる方もいます。その背景には、非正規雇用の増加といった社会経済情勢の変化が考えられますが、地域や家族から孤立しているため、様々な困難を抱えていても相談ができない、十分な支援を受けることができない



いといったことが考えられることから、関連する既存の施策と連携する必要があります。

国の基本方針では、勤労の意義を十分に理解していないことなども要因の一つとして指摘されています。そうした状況に陥らないための一助として、健全な勤労観・職業観を早期に育成することを進める必要があると考えられます。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 自立支援事業等

ホームレス等に対し、宿所・食事の提供、健康相談、生活に関する相談・指導を行い、自立意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援事業を市内2か所で運営します。(自立支援事業なかむら：定員74人・中村区、自立支援事業あつた：定員79人・熱田区)

自立支援事業では、稼働能力がある方又は支援期間内において稼働能力の回復が見込める方が落ち着いて求職活動ができる生活の場を提供するとともに、基本的な生活習慣の習得に向けた助言・指導等を行います。また、公共職業安定所から就職支援ナビゲーターの派遣を受けるなど、国や県とも連携して就労支援を行い、就労自立を促進します。

さらに、ホームレス等の自立への意識や意欲が多様化している現状や、雇用環境等の社会情勢の変化も捉えながら、個々の状況に応じた多様な自立も視野に入れて支援を行います。

○ 宿所及び食事等の提供

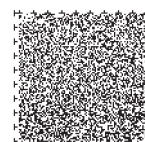
求職活動に必要な日用品(衣服等)を支給するとともに、安心して求職活動に専念できるよう宿所と食事(3食/日)を提供します。また、自立支援事業を実施する施設等において、求職活動に有効な住民登録が可能です。

○ 各種相談・指導の実施

心身の健康を調え就労に支障をきたさないよう医師及び看護師による健康相談を定期的実施するとともに、相談支援員等による日常生活上の各種相談や指導・助言を行うことで、利用者が社会復帰後、就労を継続し地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援します。

○ 公共職業安定所(国事業)との連携

公共職業安定所から毎日、専門知識を有する「就職支援ナビゲーター」の派遣を受け、職業相談や職業紹介、あっせんサービスを実施し、安定した生活が



営める常勤的職業に就くことができるよう支援します。また、就労後は安定して就労継続できるよう職場定着に向けた指導・助言を行います。

○ 就業支援相談（県事業）との連携

職業相談や自己啓発等の研修を実施するとともに、履歴書の書き方の指導や就労面接のノウハウの講習などを行う愛知県の就業支援相談員と連携し、年齢等の特性を踏まえ、個々の状況に応じたきめ細かな就労の準備支援を行います。

○ 家族等との関係回復による身元保証人確保支援

家族等と疎遠となり就職の際に身元保証人が立てられない方について、家族等の所在の確認や連絡の仲介等を行い、関係回復に向けた支援を行います。

○ 精神障害等何らかの障害等がある利用者への支援

精神障害等何らかの障害がある方に対しては、こころのケアを進めるとともに、アルコールやギャンブル等への依存がある方に対しては、専門的治療が必要となることから、医療機関等との連携を図り支援することで、安心して就労できる環境を整えます。

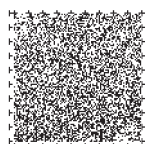
○ 若者等への対応

正規就労の経験がない若者等の利用者に対して、就労するために必要なコミュニケーション能力や生活習慣が身につくような支援や本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、企業への支援も行い、自立に向けた取り組みの定着を図ります。

また、心理的なサポートや教育的な視点に立った支援が必要と思われる利用者に対しては、専門的ノウハウを有する社会資源の活用を視野に入れ、有効な支援方策について検討を行います。

○ 多様な支援の実施

途中退所を防ぎ、退所後の自立生活を継続することができるよう、丁寧なアセスメントの実施により利用者ニーズを的確に把握するとともに、就労支援を中心とした支援メニューに加え、金銭管理の啓発や日常生活習慣、社会生活習慣の確立に向けた多様な支援を行います。なお、そうした支援の実施にあたっては、必要に応じて専門的な技術を有するNPO等との協働について検討します。



○ ホームレス就労訓練事業

規則正しい生活習慣や就労習慣の習得を目的とした就労訓練を実施して、就労に向けた準備支援を行います。

(イ) ホームレス等就労支援事業（国事業）等との連携

国が実施しているホームレス就業支援事業と連携して、就業支援相談や職場体験講習((エ)で後述)の利用を推進し、ホームレス等の就労意欲の喚起や就労機会の確保を進めます。

また、ホームレス就業支援事業の一環として実施されている就業機会確保支援と連携し、就労先の開拓にあたり身元保証人を要しない求人事業所の拡充を図り、ホームレス等の求人条件を緩和するよう努めます。

(ウ) 中間的就労の場の確保

直ちに就労自立が難しい方に対して、事業所での軽易な作業等を通じて一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」の場の確保や活用を進めます。

また、専門的知識や技能を必要としない多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行います。

(エ) 職場体験講習・トライアル雇用事業（国事業）との連携

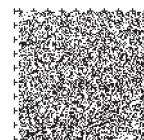
仕事に対する不安感を解消するため一定期間実際の職場を体験する「職場体験講習」や自立支援事業の利用者等のうち就職が困難な方に対して、雇用主とホームレス等双方の雇用に対する不安感を解消することを目的に実施する「トライアル（試行）雇用制度」など、国が実施する事業との連携を図り、就労の実現に向けて支援します。

(オ) 技能講習事業（国事業）との連携

職業能力の開発・向上を支援するために国が実施している技能講習事業との連携を図り、就労に必要な資格や技能の習得を希望する方については、同事業の利用を案内します。

(カ) 広報・啓発活動

ホームレス等の就労自立について情報交換を行うとともに、就労機会の確保について事業主の理解を得るため、国、県及び地元経済団体の関係者を交えた会議を定期的で開催し、雇用の促進についての広報・啓発に努めます。



(キ) アフターフォロー事業

- 自立支援事業から就労自立し、地域において自立した生活を営む方に対して、家庭訪問や電話相談等を行い、職場への定着と地域生活の継続を支援する事業（アフターフォロー事業）を推進し、再度野宿生活に戻ることがないよう支援します。
- アフターフォロー事業の実施にあたっては、短期間で生活保護の受給に至ることのないよう、自立生活に移行した直後は、環境の変化に対応したきめの細かい多面的な支援を集中的に行うとともに、中長期的に安定した生活が維持できるよう継続的で個別的な支援も行うなど事業の充実を図ります。

支援に当たっては、来所相談を受入れるほか、訪問によるアプローチを取り入れた支援を行う等、就労を継続することができるような支援体制を構築します。

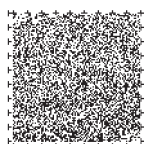
(ク) 勤労観・職業観の早期育成

学校教育の各段階や生涯を通じた学びの場においてキャリア教育を推進するとともに、子どもや若者がさまざまな職業体験を行うことができる機会を提供する事業等を実施することで、健全な勤労観・職業観の早期育成を図ります。

(3) 心身の健康維持・回復

ア 現状と課題

- (ア) 令和3年生活実態調査によれば、一定数のホームレスが身体の不調を訴えており、そのうち約4割の方が治療等を行っていない状況です。
医療が必要な方を早期に医療機関の受診につなぐとともに、生活習慣病等で日常生活上の指導が必要な方に対して適切な指導を行う必要があります。
- (イ) 医療の必要なホームレス等を医療機関の受診につなぐため、あらかじめ医療機関側にホームレス等の受診について理解を深めていただき、必要なとき速やかに適切な治療が受けられるよう協力を求めていく必要があります。
- (ウ) ホームレス等の状態から就労あるいは福祉等の援護による自立を目指す場合、心身の健康維持・回復はその前提となる事項です。自立支援事業の利用者等について定期的に健康状態を確認し、病気の早期発見・早期治療に努める必要があります。



(エ) 本市が実施している結核健診事業や医療機関への受診により、ホームレス等の中に結核患者が発見されています。ホームレス等の場合、症状が進んでから発見されることや、完治する前に路上生活に戻ってしまい治療が中断してしまうことがあります。なお、令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集団結核健診の実施が困難な状況でしたが、自立支援健康相談員により保健センター等で実施する個別の結核健診の受診を勧奨する等、必要な取り組みを実施しました。

ホームレス等で結核に罹患した方を早期に発見するとともに、治療が中断しないよう保健部門と福祉部門が連携して助言・指導を行っていく必要があります。

(オ) ホームレス等の中には、アルコールへの依存が見られたり、うつ症状や不眠など心の健康についての悩みを訴えたりする方がいます。

また、ホームレスのうち、精神障害など何らかの障害等があると思われる方に対する巡回相談の実施においては、相談や支援に課題があります。

(カ) また、自立支援事業の利用者等には、アルコールやギャンブル等への依存があるため、専門的治療が必要な方が少なくありません。

イ 具体的な施策・事業

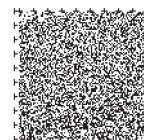
(ア) ホームレス健康支援事業

公園等への巡回及び福祉事務所で健康相談と療養指導¹²を実施し、医療の必要なホームレス等が適切な医療を受けられるよう、福祉部門と保健部門が密接な連携を図ります。また、生活習慣病等で日常生活を送る上で注意が必要な方について定期的な指導を行います。

○ 保健師、看護師資格を有する自立支援健康相談員が福祉事務所の保護援護生活相談員(巡回相談員)とともに市内を巡回して、健康相談、健康チェック及び療養指導を実施します。その中で医療が必要と判断された方については、福祉部門と保健部門とが密接な連携をとり、医療機関への受診につなぎます。

○ また、中村区、中区の福祉事務所内にて自立支援健康相談員が巡回相談時間外に生活習慣病等健康に不安があるホームレスからの相談に応じます。

¹²生活習慣病等の罹患者が日常生活を送る上で留意すべき事項についての助言・指導のことを言います。



(イ) ホームレス結核対策事業

公園・路上等に起居するホームレス等は結核発病リスクが高いことから、ホームレス等に対して結核罹患者の早期発見に向けた健診機会の提供に努めるとともに、罹患者が発見された場合は入院等へつなぐ支援や結核服薬支援を実施するなど効果的な結核対策を推進します。

- 結核罹患者の早期発見と結核感染の予防のため、無料宿泊所の利用者や公園・路上等に起居するホームレス等に対して、感染防止策に留意しつつ結核健診を実施します。
- 結核に罹患しているホームレス等に対して、早期治療のため入院等の支援を実施します。また、治療の中断による結核の再発防止や薬剤耐性化防止のため、結核服薬支援事業を推進します。

(ウ) 医療機関の確保

医療が必要な方には、無料低額診療事業¹³の活用を図るとともに、ホームレス等が必要に応じて適切な医療を受けることができるよう次の事業を実施し、医療機関との協力関係の構築に努めます。また、病気等により急迫した状態にある方及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行います。

○ 入院・診察協力料支給事業

医療機関が要保護者であるホームレス等の入院等を受け入れた場合には、生活保護を適用するとともに、円滑に受け入れを行っていただくため協力料を支払う事業を実施し、受診機会の確保に努めます。

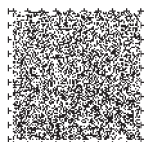
○ 生活用品支給事業

要保護者であって、日用品を購入することができないホームレス等が入院した場合は、必要な日用品（歯ブラシ、タオル等）を支給する事業を実施し、入院生活に困らないよう支援します。

(エ) こころのケア

- 福祉部門と保健部門が連携し、精神障害等何らかの障害等があるホームレスの相談に対応するとともに、医療機関への受診等、専門機関につなぐよう支援します。

¹³社会福祉法に基づき、届出を行った医療機関において生計困難者のために無料または低額で診療を行う事業をいいます。



- また、自立支援事業や更生施設の利用者等で精神面の個別支援が必要な方に対するこころのケアを推進するとともに、アルコールやギャンブル等への依存などへの対応にあたっては、専門的治療が必要となることから、医療機関等との連携を図ります。

(オ) 保健と福祉の連携

- 本市においては、保健部門と福祉部門を総括する組織として保健福祉センターを設置しており、保健センターと福祉事務所が、同じ組織のもと、連携を図りながら各事業を推進します。

(4) 相談・援護

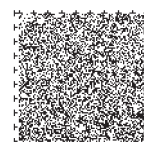
ア 現状と課題

- (ア) 令和3年生活実態調査の結果からは、健康上の不安、食事や居住環境についての悩み、あるいは就労先の確保など深刻な悩みや葛藤を抱えて生活しているホームレスが少なくありません。しかし、多くの場合、家族等との関係が疎遠である上、地域社会からも孤立しているため、身近なところに親身に相談できる人がいないのが現状です。

- (イ) また、どこへ行けばどのような相談が可能で、どのような情報が得られるのかといった、利用可能な社会資源や各種施策についての情報入手が困難なことから、ホームレス自身から課題の解決に向けた行動を起こすことが難しいのが実態です。

したがって、福祉事務所において各種相談に応じることに加え、ホームレスが起居する場所に赴いて相談を行うなど、行政の側からの能動的な対応が必要となります。とりわけ、令和3年生活実態調査で明らかとなったように、高齢者の割合も高まっており、また、「今のままでいい」と考えるホームレスの割合が多い現状を踏まえると、起居先への巡回相談は今後とも重要であると考えています。

- (ウ) ホームレスの中には、長引く野宿生活の中で健康を害する方も少なくありません。こうした方に対しては適切な治療により健康を回復できるよう相談や助言を行うとともに、要保護者について生活保護を適用して必要な治療を行う必要があります。



(エ) ホームレス数は大きく減少していますが、路上に残っている人の中に、精神的な何らかの障害があると思われる方が一定の割合含まれ、巡回相談の実施については、そうした人たちへの対応が課題となっています。

この点については、平成 26 年度にホームレス等を支援する団体により実施された調査¹⁴においても、調査対象のホームレスのうち、知的障害の有病率は 34.2%であり、精神疾患の有病率は 42.1%、さらに両方を組み合わせた有病率は 15.8%という結果が報告されています。

支援に当たっては、必要に応じて保健センターや精神保健福祉センターなど関係機関と連携して適切な対応に努めるほか、自立支援事業の利用者の中にも同様の状況が見られるため、精神保健福祉士の資格を有する支援員を配置するなど、相談に応じられる体制づくりを進めてきたところです。

(オ) ホームレスの中には、債務の問題を抱えている方も少なくありません。今後とも、引き続き債務問題の解決を支援していく必要があります。

(カ) 本人の状態等により目指す自立の姿は多様なものとなります。相談の場面においても、できるだけ早い段階で本人の状態等を的確に把握し、柔軟に自立に向けた支援の方向性を検討することが重要となります。

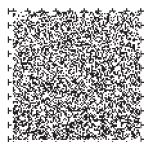
自立に向けた支援にあたっては、本人の状態等を踏まえ、最適と考えられる手法を選択し提案することが行政の役割ですが、本人の意向を尊重し、同意を得ながら支援方針を決定することが基本となります。

(キ) 住まいを失い、終夜営業店舗や知人宅を転々とする方など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方がリーマン・ショックを契機に増加したと考えられますが、その中には稼働年齢層も多く含まれていると見込まれます。ホームレスの支援を行うにあたっては、これらの方への支援も併せて行っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの産業や職種において活動が停止または停滞したことにより、多くの生活に困窮した方が、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に相談に訪れました。

景気変動や社会構造の変化等により生じるこうした問題については、国において様々な対策が講じられています。個々の事例においては、福祉事務所やサポートセンターにて、ホームレス自立支援施策や生活保護制度、関連する他法・他施策の活用についての相談に対応していくことで、「自立」と持続可能な社会生活

¹⁴ 「名古屋地区のホームレスにおける精神障害・知的障害の有病率に関する調査」（平成 26 年 11 月 2 日実施）



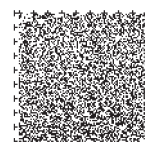
への「定着」を目指し、総合的な支援を進めていく必要があります。

(ク) 福祉等の援護により、ホームレス等の状態から居宅保護となった方のほとんどが居宅生活を維持できている一方で、居宅生活を維持できず、保護開始から2年以内に失踪等で再び住居を失う方もいます。これらの方が居宅生活を維持できなかった背景として、金銭管理の失敗、無計画な行動による家賃滞納、意欲の欠如や孤独・孤立などが背景として指摘されています。今後は、生活保護による居宅生活の継続性を高めていくため、現在も実施しているアフターフォローの取り組みを推進していくことが重要となります。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 福祉事務所における相談・援護

- 福祉事務所は、ホームレス等からの包括的な相談窓口であると同時に、相談結果に基づき必要な措置を行う権限を有する機関です。ホームレス等に対する支援の方向性は福祉事務所における相談で決まるものであり、その重要性については職員が十分認識する必要があります。
- こうしたことから、面接、相談に従事する職員等に対して、引き続き研修の充実に努め、適切な支援の方向性を決定するために必要な様々な知識の修得・蓄積とともに、状況の把握、心情の理解など相談の質を高めるための技術、能力の向上や人権感覚の育成を図ります。
- 福祉事務所では、生活保護制度やホームレス自立支援施策等について十分な説明を行った上で、次のとおり相談内容及び相談者の状況等に応じて柔軟に自立を支援します。なお、ホームレス等の中には、各種制度や支援の再利用を繰り返す方がいます。相談にあたっては、そうした状況に至った経緯や背景の把握に努め、制度や施策の趣旨が個々の支援の中で十分活かされるよう、本人の自立への理解促進と意欲の喚起に努めます。
- I ホームレス等の状態からの脱却を求めて相談に来た方については、心身の状態等を踏まえつつ、適切と考えられる支援策についてよく説明を行った上で、支援の方向性を決定するとともに、個々の事情に応じた自立を総合的に支援します。支援の方向性を決定するにあたっての基本的な考え方は次のとおりですが、本人の意向を十分尊重しながら進めます。また、その特性により、社会的偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい方に対しては、各施策において個々の事情に配慮した支援を行います。



- ① 就労意欲と稼働能力がある方については、「就労による自立」を目指すことを基本とします。これらの方については自立支援事業の利用ができることから、事業内容について十分な説明を行います。

また、自立支援事業においては、個々の能力や課題に応じた多様な自立も視野に入れた支援を行うことにより、就労意欲や稼働能力について課題がある方でも、支援期間内に意欲の向上や稼働能力の回復が見込まれる場合には、本人の意向に基づいて自立支援事業を利用していただきます。

- ② 就労意欲はあるものの、年齢や心身の状態等から就労自立が困難と考えられ、要保護状態にある方については、生活保護の適用による自立を基本とします。この場合、生活保護の要否判定及び居宅生活の可否の判定等のため、原則として一時保護所（当該機能を代替する施設を含む。以下本項において同じ。）への入所の手続きを進めます。

- ③ 生活保護の要否判定のために一時保護所に入所した方で、直ちに居宅生活が可能と判定された要保護状態にある方については、敷金等の支給を含め速やかに生活保護を適用して居宅生活への移行を図ります。

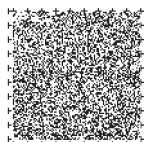
- ④ 生活保護の要否判定のために一時保護所に入所した方で、日常生活能力等から、直ちに居宅生活に移行することが困難と判定された方は、更生施設等への入所手続きを進め、そこで居宅生活への円滑な移行のために個々の状況に応じて、日常生活指導や療養指導など必要な支援を行います。また、居宅生活が困難と判定された方については、その状態に応じて保護施設である救護施設や他法施設である老人ホーム等への入所を検討します。

なお、一旦、保護施設に入所した方についても、心身の状況等に応じて、地域生活に移行できるよう検討します。

- Ⅱ 緊急宿泊援護などの一時的な援護や物質的な援護を求めて相談に来る方については、必要に応じて適切な援護を行うとともに、その相談を自立に向けた支援の契機として捉え、必要な助言や指導を合わせて行うことを基本とします。

- Ⅲ 体調を崩して相談に来たホームレス等で要保護状態にある方については、医療機関に受診していただき、必要に応じて通院、入院など適切な医療扶助が受けられるよう支援します。また、要保護状態にあるホームレス等が緊急搬送された場合には、医療機関等と密接な連携を図りながら迅速に生活保護の適用を行います。

なお、医療機関での治療が終了した後も、再度野宿に帰ることがないように、個々の状況等に応じ上記のⅠ、Ⅱのいずれかの方向で支援を行います。

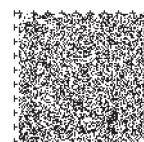


IV 以下のとおり、保護施設を運営します。

- 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者が入所する更生施設を運営します。(笹島寮：定員 60 人・中村区、植田寮：定員 112 人・天白区（令和 5 年度現在）)
- 身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な要保護者が入所する救護施設を運営します。(厚生院：定員 80 人・名東区、植田寮：定員 108 人・天白区（令和 5 年度現在）)
- ※ 植田寮については、現在地において改築工事を行っています。改築後である令和 7 年度には、植田寮救護施設・更生施設、厚生院救護施設を植田寮救護施設（定員：200 人）へ統合することを予定しています。
- 住居のない要保護世帯等に対して、宿所を提供し、相談・指導等を行う宿所提供施設を運営します。(熱田荘：定員 27 世帯・熱田区)

(イ) 巡回相談事業

- 福祉制度や施策の運用について知識と経験を有する保護援護生活相談員（巡回相談員）を福祉事務所に配置し、市内を巡回してホームレスの生活実態把握に努め、必要に応じて自立に向けた支援施策についての説明・相談を実施します。また、自立支援健康相談員と巡回する場合、健康相談等に協力するとともに、適宜、医療機関への受診等を勧めるなど具体的な施策につなぎます。
- 野宿生活期間が長期間に及んでいるホームレスに対しては、健康をはじめとする生活ニーズの把握に努め、継続的で粘り強い巡回相談活動により、適切な施策等につなぐよう支援の充実に努めます。また、野宿生活期間が長期化すると脱却が困難になることから、できる限り早期の段階で自立に向けた取り組みにつながるよう関係機関で連携して支援に努めるとともに、ホームレス一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を行うことで、巡回相談を通じた信頼関係の構築を進めます。
- なお、小屋を持たないホームレスが増えるに従い、巡回相談によっても接触が困難な方の割合が増えています。これらの方についても NPO、ボランティア団体が実施する炊き出しなどに足を運ぶ例は多いと考えられることから、ニーズの把握や支援施策への案内、周知等の観点から、NPOやボランティア団体の活動との連携のあり方について検討を行います。



(ウ) 一時保護事業（一時保護所）

- 生活保護適用の要否判定及び居宅生活の可否の判定等を行うため、一定期間（原則２週間以内）ホームレス等に入所していただき、宿所と食事を提供する一時保護事業（＝「一時保護所」：定員 50 人・熱田区）を引き続き運営します。
- 一時保護所は、上記判定等に基づき福祉事務所が決定した援助方針に意見がある場合、理由を付して福祉事務所に伝え、福祉事務所は、必要に応じ援助方針の再検討を行います。
- また、利用者が円滑に居宅生活に移行し、その後の地域生活を安定して継続できるよう、住宅確保等の個別支援機能を強化するとともに、日常生活、社会生活上の課題把握のためのアセスメント機能の充実を図ります。

(エ) 緊急宿泊援護事業

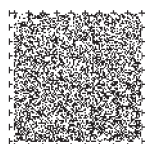
ホームレス自立支援施設の利用を希望される方などが定員の関係等ですぐに入所できない場合、その間の宿泊場所を確保するため、本市が契約した簡易宿所に緊急的に宿泊していただく事業（緊急宿泊援護事業）を実施します。

(オ) 債務問題等への対応

債務問題などホームレス等が抱える法律上の諸問題について、弁護士と相談を行う機会を提供するため、日本司法支援センター（法テラス）等の関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行います。

(カ) 福祉等の援護による自立者へのアフターフォロー

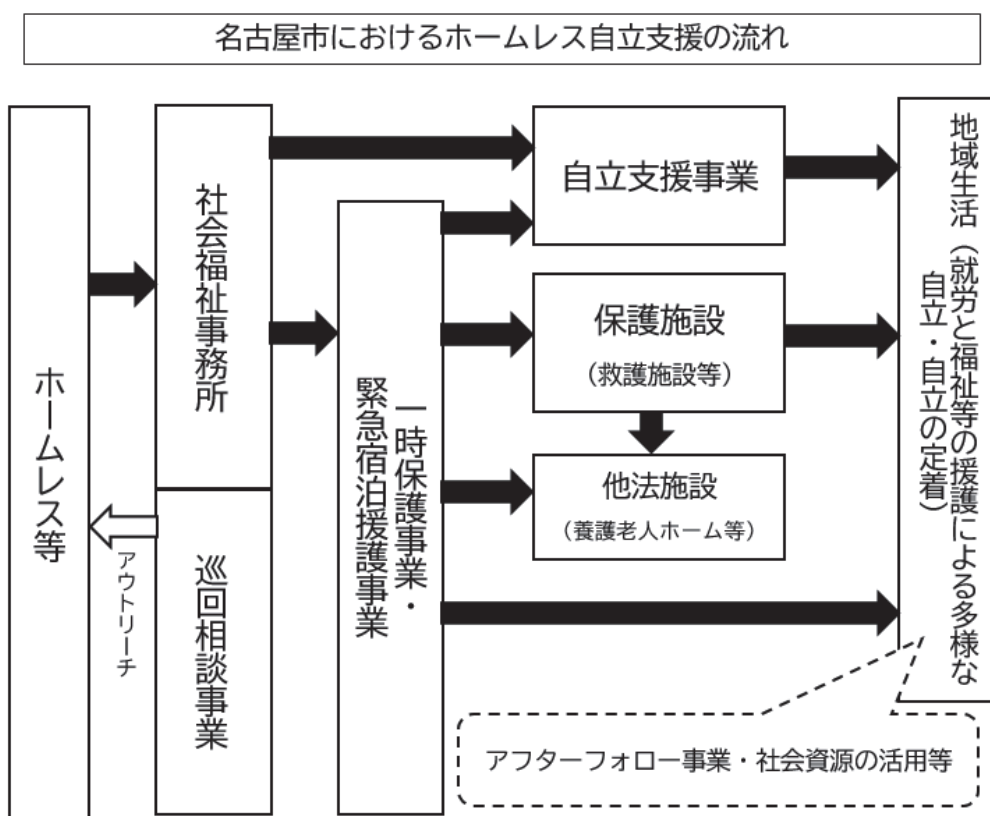
- 住居のない状態から生活保護で居宅生活に移行したのち、失踪等を防止し地域での生活の定着を進めるため、ケースワーカーによる的確な生活状況の把握に努め、個々の課題に応じて適時適切に援助方針を策定し、継続的な訪問活動を行います。
- また、一時保護事業を利用し居宅生活に移行したホームレス等のうち定着支援が必要な方を対象に、年齢等の特性も踏まえ、見守りを中心に家計管理や日常生活管理、社会参加・地域参加の支援等を行うアフターフォローについては、より充実を図りつつ、社会資源の積極的な活用等、社会的な孤立を防ぐことができる取り組みを進めます。



(キ) 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにおける相談

- 平成 27 年度に始まった「生活困窮者自立支援制度」における相談と支援を一体的に実施する拠点として、サポートセンターを市内 3 か所に開設しており、住居を失うおそれのある方など生活困窮者からの相談に対応しています。

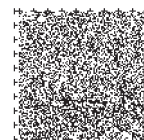
サポートセンターでは、住居確保給付金の支給や、家計改善支援事業、就労準備支援事業など生活困窮者自立支援法の各事業に加えて、緊急食糧支援や弁護士による法律問題相談など様々なメニューを相談者の状況に応じて組み合わせながら支援を行います。



(5) 人権の擁護と尊重

ア 現状と課題

- (ア) 令和 3 年生活実態調査の結果によると、通行人からの暴力や近隣住民等とのトラブルについて、人権擁護機関へ相談したいと答えた方は、前回調査時（平成 28 年）と比較し減少しましたが、依然としてホームレスの人権侵害につながる暴行事件や嫌がらせなどの事例は、一定数存在すると考えられます。



(イ) また、SNS等、インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しており、ホームレスの人権についても例外ではありません。

(ウ) ホームレスが自立し、地域社会の一員として社会生活を送ることができるよう、住まい、就労、福祉、医療などの面で必要な取り組みを行うとともに、引き続き、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するため、市民の人権意識の高揚を図ることが大切です。

(エ) 本市では、「なごや人権施策基本方針」においてホームレスの人権に関する問題を取り上げ、「人権」という視点から施策を総合的に推進することとしています。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 人権教育・人権啓発の推進

あらゆる差別や偏見をなくすために、市民一人ひとりが身近な人権問題に対して関心を持ち、人権尊重についての理解と認識を深めるとともに、主体的に行動することができるよう、多様な機会や場を通じて、インターネットの普及等社会情勢の変化にも対応した、人権教育・人権啓発を推進します。

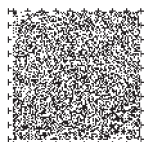
(イ) ホームレスの人権擁護

ホームレスに対する暴力、嫌がらせ等の人権侵害を通報等により認知した場合は、国、県、関係機関等との連携により、適切な解決を図ります。

(ウ) 人権尊重の視点に立った施策等の推進

相談・援護機関における対応をはじめ、自立支援関係施設の運営、その他ホームレス等の自立支援の取り組みにあたっては、福祉事務所職員や自立支援関係施設等の職員が常に人権尊重の視点から施策、事業を推進することが求められます。

これまでも、福祉事務所での面接、相談に従事する職員等に対する研修の充実に努めることで、知識・技術の修得・蓄積、資質技術・能力の向上、人権感覚の育成を図ってきましたが、福祉事務所職員だけに限らず、自立支援関係施設等の職員も含めすべての職員についても、こうした取り組みに努めていきます。



(6) 地域における生活環境の維持・改善

ア 現状と課題

(ア) 令和 5 年 1 月の概数調査における市内のホームレス数は 78 人であり、最高を記録した平成 15 年 1 月の 1,788 人の 4.4%にまで減少しています。

ただし、全国的に見ると、政令指定都市、特別区部の中ではなお大阪市、東京都（23 区）、横浜市、福岡市、川崎市、仙台市に次ぐ人数となっており、ホームレスに関する問題はまだ解決の途上にあるといえます。

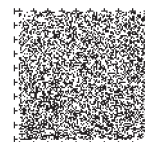
起居場所としては「公園」31 人、「河川」19 人、「道路」11 人、「その他」17 人であり、平成 15 年当時と比べると、全体に占める「公園」の割合が約 4 割減少（平成 15 年：66.3%→令和 5 年：39.7%）する一方、「その他」の割合は約 3 倍（平成 15 年：7.0%→令和 5 年：21.8%）となっており、こうした方への支援も必要となっています。

「その他」の大半は地下街や繁華街の通路等で起居する非定住型のホームレスです。

(イ) ホームレス数は減少していますが、市民からは、公園等の公共的施設の管理者（以下「公園等管理者」という。）に対して、公園等を適正に利用できないことで苦情や相談の聲が寄せられています。また、ごみの堆積や散乱があると、第三者による新たな不法投棄を招くなど、一部では地域社会とのあつれきや摩擦を生じる状況があり、早急な事態の解消が必要です。

(ウ) 公園等の公共的施設は、その設置目的に沿って適正に管理運営がなされなければなりません。その施設を適正に利用できない状況があるときには、ホームレスの個々の状況と人権に十分配慮しつつ、自立支援施策等を周知することにより、自立支援施策や福祉等の援護につなぐよう支援を行うことで、公園等の公共的施設の機能が発揮されるよう改善する必要があります。

(エ) また、公園等の公共的施設に起居するホームレスへの指導や働きかけにより自立支援施策や福祉等の援護につなぐことができて、施設等での生活を途中でやめたり、居宅生活に移行しても継続できず再野宿化してしまったりする例があります。再野宿化を未然に防止するためには、指導や働きかけの初期段階から、本人の意向等の十分な把握と自立意欲の醸成を図るための方策を講じる必要があるとともに、アフターフォローによる適切な助言も重要と考えています。



イ 具体的な施策・事業

(ア) 公共的施設の適正利用の指導

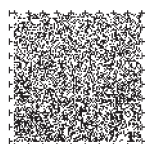
- 公園等管理者は、定期的に施設を巡回する中で、荷物やテント等を常置するなど公園等に起居するホームレスの把握に努めます。
- 起居等により施設が適正に利用できないときは、ホームレスの人権に十分配慮しつつ、適正利用につながる指導や働きかけを行います。
- この場合、巡回相談員をはじめ福祉事務所等との連絡調整を十分に図り、個々の状況と本人の意向を確認して、自立支援施策や福祉等の援護につなぐよう支援を行います。
- また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方に対しても、施設を巡回する中で声掛けに努めるなど、できるだけ早期の段階から個々の状況を把握し、本人の意向を確認して自立支援施策や福祉等の援護につなぐよう支援を行います。
- 施設の工事等のために当該施設に起居するホームレスの退去や物件の撤去が必要となる場合は、早期の周知に努めます。
- 高架構造物等周辺施設（高速道路等）に関係した事案の場合、当該施設の管理者と連携して、適正利用につながる指導や働きかけを行います。
- 施設内のごみ清掃について、関係機関が一体となって地域全体の問題としてとらえ、連携して環境美化活動として対応します。

(イ) 公共的施設の機能回復と保全

公園等管理者は、当該施設がホームレスの起居等により適正に利用できないときは、福祉事務所等と十分な連携を図り、個々の状況と本人の意向を確認し、自立支援施策や福祉等の援護に確実につなぐことにより、施設からの退去や物件の撤去を促し、施設の機能回復や保全を図ります。なお、必要な場合には、法令に基づく監督処分等の対応をとることとします。

(ウ) ホームレスへのアフターフォロー

公園等管理者がホームレスを自立支援施策や福祉等の援護につないだ後においては、福祉事務所等は、公園等管理者と連携し、必要に応じ適切な助言を行うなど定着のための支援により、再野宿化の防止に努めます。



(7) 民間団体等との連携・地域福祉

ア 現状と課題

(ア) ホームレス等に対する自立支援施策には、住宅や就労機会の確保など、関連する他の施策や、国や県あるいは関係団体との連携が不可欠です。また、自立定着のための支援には、アフターフォローなどの個別支援や、つながり・支えあいといった、地域支援において、NPO・ボランティア団体、社会福祉協議会などの参画が不可欠な取り組みが多くあり、関係団体等と密接な連携を図る必要があります。

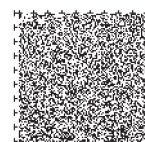
(イ) 国や県、あるいは関係団体との連携は、定期的な情報交換や施策の実施を通して概ね良好に図られていると考えています。一方、NPO・ボランティア団体など民間団体との間では、各種事業や会議を通して連携を進めていますが、十分とは言いがたい状況です。

(ウ) こうした中、ホームレスでは非定住型の割合が増加するとともに、ホームレスとなることを余儀なくされる状況が顕在化し、従来のアウトリーチによる相談・支援が届きづらいケースが増加しています。

今後、自立支援施策の実効性を高めていく上で、ホームレス等の支援に経験とノウハウを取り入れるため、民間団体等との協働体制の構築は検討課題の一つであると考えています。

(エ) ホームレス等が居宅生活に移行しても、金銭管理の失敗、意欲の減退、地域での孤立や孤独等により再び住居を失ってしまう場合が少なくありません。居宅生活を定着させるために、個々の状況に応じた多面的なアフターフォローの必要性が国の基本方針においても指摘されていることから、今後は、アフターフォローの取り組みの一層の充実を図っていくことが重要であると考えています。

(オ) 核家族化の進行や地域住民相互のつながりの希薄化により、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっており、様々なリスクにより、人々が社会の中で孤立に追いやられる危険性が指摘されています。新たなホームレスを生まないよう、また、自立した方が再びホームレス化することがないよう、地域福祉の推進を図ることが重要な課題となっています。



イ 具体的な施策・事業

(ア) 住まいの分野での連携

住まいの確保については、住宅セーフティネット法に規定する居住支援法人や名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会による名古屋市居住支援コーディネート事業等などとの連携を推進します。

また、県と連携して引き続き県営住宅への優先入居を進めます。また、住居を失った生活困窮者に対して一時的な宿泊場所の提供等を行うため、生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業として実施される緊急・一時宿泊支援事業とも連携を図ります。

(イ) 就労の分野での連携

就労機会の確保については、国、県及び経済団体等と連携して定期的に連絡会議を開催し、情報の共有化を図るとともに施策への協力を求めています。

また、就職支援ナビゲーターの派遣や就職支援相談（カウンセリング）など国、県が行う様々な事業と連携して就労機会の確保に努めます。さらに、中間的就労の場の確保等を進めるにあたっては、NPO等の民間団体との連携を図ります。

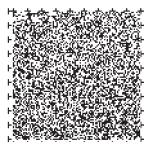
(ウ) 相談・援護の分野での連携

相談・援護については、従来のアウトリーチによるアプローチが困難な状況にあるホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方について、的確なニーズ把握と適切な対応を図るために、実現可能な方法による実態の把握に努めます。また、ホームレス等への相談・支援活動に取り組むNPOやボランティア団体等との連携を推進し、協働体制の構築を図ります。

(エ) アフターフォロー事業での連携

○ 福祉等の援護により自立した方へのアフターフォローを実施するにあたっては、ホームレス等の自立・定着支援に経験、実績のあるNPO・ボランティア団体など民間団体の人材やノウハウを活かす取り組みを進めます。

○ この場合、多面的・個別的な支援の充実を図るために、民間団体に対し、各種福祉制度をはじめ様々な横断的領域の知識修得や情報獲得に向け、研修等において協力を進めるとともに、民間団体において蓄積された事例やノウハウについても、研修等を通じて本市の相談・援護従事者等に還元するなど、人材育成の面でも民間団体との連携・協働を進めます。



(オ) 地域の安全確保等での連携

- 地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、ホームレスの人権に配慮しつつ、地域社会の理解と協力を得て警察等の関係機関との連携を図ります。
- 洪水等の災害により被害のおそれのあるホームレスに対しては、起居する場所を管理する国、県など関係機関と連携してその安全確保に努めます。また、災害発生時にホームレスに対する差別的対応が生じないように周知を行います。

(カ) 地域福祉

- 自立後、地域で安定した生活を継続するためには、地域社会とのつながりや居場所を確保することが重要であり、ケースワーカーによる訪問活動やアフターフォローなど自立後の個別支援の中で、本人の状況や意向を踏まえて地域との接点を見つけ、身近な社会資源や地域支援につなぐよう努めます。
- また、地域活動やボランティア活動、軽易な就労の場など、他人の役に立つ実感を得られる機会や場への参加を促進することや、様々な生活課題を抱えた方を地域全体で見守り、支えあう風土を醸成するなど、自立者が地域で安定した生活を続けられるよう、地域福祉の推進を図ります。
- ホームレス等の自立と地域生活の維持・定着を図るため、行政をはじめ社会福祉協議会、アフターフォローの実施団体、ホームレス自立支援関係施設、NPO・ボランティア団体等の間で、定期的に情報・意見交換等を行い、連携促進を図ります。

